

第八十四回国会 大蔵委員会 議 録 第二十五号

昭和五十三年四月十八日(火曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 大村 襄治君

理事 小泉純一郎君 理事 野田 毅君

理事 保岡 興治君 理事 綿貫 民輔君

理事 佐藤 観樹君 理事 塚田 庄平君

理事 坂口 力君 理事 永末 英一君

理事 愛和 和男君 理事 池田 行彦君

理事 宇野 宗佑君 理事 小淵 恵三君

後藤田正晴君 佐野 嘉吉君

坂本三十次君 高島 修君

林 大幹君 原田 憲君

本名 武君 村上 茂利君

森 美秀君 山崎武三郎君

山中 貞則君 伊藤 茂君

池端 清一君 大島 弘君

川口 大助君 沢田 広君

平林 剛君 山田 耻目君

貝沼 次郎君 二見 伸明君

宮地 正介君 高橋 高望君

荒木 宏君 永原 稔君

出席國務大臣

大蔵大臣 村山 達雄君

出席政府委員

大蔵大臣官房 大機 章雄君

本専売公社監理 官 大蔵大臣官房審 議官 米里 恕君

大蔵省主計局次 長 松下 康雄君

大蔵省主計局次 長 山口 光秀君

大蔵省理財局長 田中 敬君

大蔵省証券局長 山内 宏君

大蔵省銀行局長 徳田 博美君

委員外の出席者

大蔵省国際金融 局長 旦 弘昌君
建設大臣官房会 計課長 加瀬 正蔵君

経済企画庁総合 計画局計画官 御座 清泰君

大蔵大臣官房調 査企画課長 大竹 宏繁君

資源エネルギー 庁公益事業部業 務課長 上杉 一雄君

労働省職業安定 局失業対策部企 画課長 小野 進一君

建設大臣官房技 術調査室長 萩原 浩君

参 考 人 植谷 久三君

参 考 人 馬瀬 清亮君

参 考 人 地方銀行協会副 会長 前川 春雄君

参 考 人 大蔵委員会調査 室長 葉林 勇樹君

委員の異動

四月十八日

大久保直彦君 補欠選任

高橋 高望君 二見 伸明君

同日 春日 一幸君 春日 一幸君

補欠選任 高橋 高望君

同日 春日 一幸君 春日 一幸君

補欠選任 高橋 高望君

同日 春日 一幸君 春日 一幸君

補欠選任 高橋 高望君

同日 春日 一幸君 春日 一幸君

補欠選任 高橋 高望君

同日 春日 一幸君 春日 一幸君

補欠選任 高橋 高望君

同日 春日 一幸君 春日 一幸君

補欠選任 高橋 高望君

同日 春日 一幸君 春日 一幸君

補欠選任 高橋 高望君

同日 春日 一幸君 春日 一幸君

補欠選任 高橋 高望君

同日 春日 一幸君 春日 一幸君

補欠選任 高橋 高望君

四月十七日

舞台芸術の入場税撤廃に関する請願(麻生良方 君紹介)(第三二七六号)

同(野坂浩賢君紹介)(第三二七七号)

同(安井吉典君紹介)(第三二四四号)

同(池端清一君紹介)(第三二七九号)

同(大島弘君紹介)(第三二七九号)

同(沢田広君紹介)(第三二八四号)

同(貝沼次郎君紹介)(第三二八四号)

同(沢田広君紹介)(第三二八四号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

同(稲葉誠一君紹介)(第三二八八号)

めをかけられてスタートされたかと思ひます。と

ころが、御承知のような経済環境で、補正予算並

びに十五カ月予算等々で、この三〇%の枠がやは

りどうしても守り切れなくなつて、御承知のよう

な数字の展開になつてきた。ただ、この枠を超え

たからといって、今度はその節度というものをや

はり新しく考え直さなければいけないのに、ただ

そのままでするこれが伸びていくというふうな

ことでは、私はまた大変な問題にならうかと思ひ

ます。

そこで、まずお伺い申し上げたいことは、この

新しい指標等を用意された上で、公債発行等のこ

ういう財政の枠、財政の節度というものをどのよ

うに今後私たちに説明していかれますか、その辺

のお考え方をまずお伺いしたいと思ひます。

○村山國務大臣 ここの予算の組み方の形でお

示してありますように、経常経費と資本経費と両

方分けていますので、同じ公債と申

しましてそれぞれ特例債と建設公債を分けてい

るのは、その経費の性質が違ふところにある

わけでございます。最近特例債が非常に大き

くなつているところに最大の問題があると思ひて

いるわけでございます。

投資的経費の問題は、どちらかと申しますと、

そのときどきの景気状況に応じてやはり弾力的

に運営すべき性質のものでございます。したが

いまして私たちは、当面の節度といたしましては、

少なくとも経常経費に対するところの特例債の依

存度というものを中心に考えていきたい、長い目

で見まして考えるときにはこれが一番大きな問題

である。これは二四%くらいだと思ひます。け

れども、これを極力圧縮する方向で今後財政節度

を維持してまいりたい、これが第一点でございま

す。そして、試算にお示ししてありますように早

くこれを脱却したい、これが第二の目標であるわ

けでございます。

建設国債につきましては、これは特例公債との相関関係はありますけれども、民間の資金需要がどの程度起きてくるか、やはり財政でこ入れをする必要があるのかどうか、こういう観点から考えてまいります。したがって、全体としての公債依存度を、もちろんこれは第三番目のメルクマールとして考えているわけでございますけれども、主としては特例債の圧縮あるいは脱却、長い目で見ましてこういう問題で考えていきたい、そういうことでございます。

○高橋委員 五十三年度、とりあえず特例債の依存度を二四％にしたい、こうおっしゃるのですが、やはり経済見通しでございますから、少なくとも五十四年度、来年度くらいに對してのお見通しはいかがでございますでしょうか。

○村山国務大臣 ことが経常経費に對する特例債の依存度が二四％でございますので、来年度はぜひそれから圧縮したい、こういう念願であるわけでございますが、どの程度になるかということにつきましては、また来年のいろいろな事情がございますので、その段階で具体的に決めてまいりたい、かように思っているわけでございます。

○高橋委員 私が申すまでもなく、特例債の依存度ということは、いろいろな意味で私たちの国の財政の体質を根本的に悪くする筋合いのことでございますから、どうぞ大臣、ひとつこの辺はお考えをいただいて、適時適切というよりも早目に野党側にもその協力の要請等々をおやりいただきまして、それこそ一日も早く脱却をするということに私たちの務めとして取り組みたいと思っております、ひとつ早目の御指示あるいは展開の方向等をお示しいただきたいとお願い申し上げておきます。

それでは、少々話題を変えさせていただきます。きょう私、主税局の方をお呼びすることをちょっと失念したのでございますけれども、つい最近、郵政大臣が、例の退職金千五百万までは無税にするという構想をどこかの席でぶち上げられ

た。私たちの立場にすると、そういうことを郵政大臣がおっしゃるということに對して、何か非常に違和感があるわけですね。これは単にいわゆるアドバルーンを上げるという割り切り方で済ませられない非常に敏感な問題だけに、こういうことに対しての大蔵御当局の御判断をまず伺つてみたいと思ひますが、いかがでございますか。

○村山国務大臣 その件につきましては、実はわれわれは、郵政省から正式には連絡を受けておりません。ただこの前、衆議院の本会議でしたか参議院でしたか、やはり新聞でそういう構想が伝えられてまして、郵政大臣並びに私に見解を求められたのでございますが、郵政大臣は、これはまあいろいろ法律改正を要する問題であることは百も承知だけれども、一つの考えとして事務当局に検討を命じた段階であるという御答弁でございました。私は、そのときこういうことを申し上げたわけでございます。連絡は受けておりません。それから、現在退職金については、御承知のように退職所得最高一千万円までの控除があつて、あとは二分の一にして分離課税の制度でございます。一方、少額貯蓄の非課税制度は、郵便貯金の方で三百万という限度がございます。それから普通の金融機関で三百万でございます。国債で三百万でございます。少額貯蓄の方は、財形でやりますと五百万までいきますから、九百万ないし一千四百万ぐらい非課税限度がございます。現在の日本の世帯の金融資産の実情からいって、いまの非課税の限度が幅が小さいと思ひませんという答弁をいたしたわけでございます。

したがらして、まだ何にもアプローチがないもので、まあ実情をありのままに申し上げますとそういう状況でございますので、まだこちらは検討しているということでもございせん。

○高橋委員 これはとかく私たちの大蔵委員会ではいろいろとお話を聞いている段階で、郵政省の方の郵便貯金の問題がいろいろと話題に出てくることとでございます。特に金利も含めてですね。実際に三月十六日に公定歩合の引き下げが行われて、

昨日、十七日でございますか、預金金利が下がったかと思ひますが、これに伴つての郵便貯金の金利をどうするかということ、私はまことに勉強が足りないのですが、なぜか郵政審議会の方でだけこの郵便貯金の金利は検討される。こういう仕組みというものは、政府という一つの協議機関の中で、郵便貯金の金利問題だけは郵政審議会が取り扱うというのに何か私、割り切れないものを感じるので、この辺は銀行局長の御答弁になりましようか、ちよつと私、伺わせていただきたいと思ひます。

○徳田政府委員 確かに先生御指摘のとおり、現在、預貯金金利の変更につきましては、民間の金融機関の預金金利は、金利調整審議会の議を経て日銀政策委員会がこれを決定する、一方、郵便貯金の金利は、郵政審議会の議を経て政令で決定する、このように二元化しているわけでございます。

金利政策の機動的、弾力的な運営の面から考えますと、この金利の決定機構の二元化されているということは非常に問題が大きいと考えております。

ただしかしながら、当面この問題の解決の方法といたしましては、郵政、大蔵両当局が各方面の立場に十分配慮いたしまして、両方で話し合ひをうまくやることにしまして、制度の円滑な運営によりまして金利政策の適切な運用を確保していきたい、このように考えております。

○高橋委員 いや局長、実はその辺がよくわからないのですけれどもね。逆にお伺ひするのですが、そうでしたら、これを郵政審議会ですべてもうらう利点というのはどこにあるんでございせんか。

○徳田政府委員 郵便貯金の金利につきましては、郵便貯金法十二条によりまして、「政令で利率を定め、又はこれを変更する場合に、郵便貯金が簡易で確実な少額貯蓄の手段としてその経済生活の安定と福祉の増進のためにあまねく国民大衆の利用に供される制度であることに留意し、その利益を増進し、貯蓄の増強に資するよう十分な考慮を払うとともに、あわせて一般の金融機関の預

金の利率についても配慮しなければならぬ。」このように定められておるわけでございます。このような点について郵政審議会において十分御審議いただく、このような仕組みになっておるわけでございます。

○高橋委員 私のお尋ねの仕方が少し的外れなのかもしれませんが、郵便貯金の額が多くなつていくために、こちらの方でいろいろと考える。私は、郵便貯金は必ずしも最近では零細な方の貯金とは思ひえないのですけれども、そういうことを仮に考えた場合でも、何か預かつてはお金全体がもう多くなつてきているから、その多い分の発言というものは尊重しなければいけない、こういう配慮が銀行局におありになるのですか。

○徳田政府委員 確かに現在、郵便貯金の残高は個人の預貯金の四分の一近くに上つておるわけでございます。量的な面から非常に大きな影響力を持つに至つておるわけでございますが、ただ、金利の決定につきましては、預金金利の決定は金利政策のたまえから、先ほど申し上げましたように金利調整審議会に議論されるわけでございます。

いま申し上げた郵便貯金の本来の目的から申しまして、少額貯蓄者のための簡易、確実な貯蓄手段であるという点から、法律上も金利の決定について配慮するような仕組みになっておるわけでございます。現在の法制上のたまえではそのような観点からいいますと二元化の形になっておるのではないかと、そういう点に配慮して二元化されておるのではないかと、このように考えております。

○高橋委員 銀行局長に重ねて伺ひますけれども、それでは、郵政審議会に大蔵側の意向を盛り込むためにはどのような接触をなさいますか。逆に何うならば、大蔵省御当局でどういう肩書きでどういふ立場の方が郵政審議会のメンバーになつていて、少なくとも常識で考えたら一元化しなければならぬものに対しての歩み寄りや申しましようか、意見具申というのか、そういうものとはど

のような方がどのようになさっておられるのですか。

○徳田政府委員 郵政審議会に諮問する前段階におきましては、大蔵当局と郵政当局との間でいろいろな話し合いも行われますし、各方面に対するいろいろな配慮が行われるわけでございます。

それから、郵政審議会の委員には、現在のところ大蔵省の事務次官が委員として出席しております。必要な意見はそこで述べる形になっております。

○高橋委員 政府の金利決定の姿勢として、どう考えても、近い将来に一元化するというのが筋のように私は思うのでございます。なぜかと申しますと、もう皆様苦々しく御体験のように、最近預貯金、特に郵便貯金の金利を考えると、それに伴って必ず何か新しい制度が出てくるわけですから、そのこと自体はありがたいことでもあると思うのです。けれども、それを取り上げる部署がどこかということになりますと、私は、郵政省が取り上げられることには、御説明聞いても何かどうもいまだに割り切れないのですが、これは実情を知らない者の意見としてひとつ御説明いただいた方がいいのですが、何かどうもこの辺については私、納得できない。ですから、制度としてはありがたいので、そのこと自体は、くどいようですけれども、歓迎すべき制度もたくさん出てまいりますけれども、これを郵政省がぶち上げて、しかも郵政省がそれを何かいかにも手柄顔でやるということは、ちょっとわれわれが常識で考えて納得できないところがあるんですけれども、局長、この辺は御意見、どんなふうにお考えになられますか。

○徳田政府委員 先ほど申し上げましたとおり、金利政策の機動的、弾力的な運営という観点からは、本来金利というものは、一物一価でございますから、預貯金金利を一元化して運用されるのが望ましいわけでございます。したがって、いま申し上げた点から、預貯金金利の決定機構のあり方については、今後重要な問題として検討が行われるべきものと考えておりますし、また、先生御指摘のとおり、

預貯金金利の引き下げに当たりましては、やはり一國の金利政策としての立場からいろいろな検討が行われることが望ましい、このように考えております。

○高橋委員 さらに局長にお尋ねしたいのは、郵便貯金は財投の有力な財源だと思っておりますけれども、郵政省の方が財投計画に対して少し口出しをしたいというような気持ちを持っているのですか。

○田中(敬)政府委員 郵政省で運用部に関係のあります資金といたしましては、郵便貯金と簡保資金と両方ございまして、郵便貯金につきましては、全額統一的に運用部に預託されて、運用につきましては財政当局に一任をされた形になっておりますので、その限りにおきましては問題はございません。

問題は簡保の方にございまして、運用部に預託する金利では運用利回りが低いので、民間の保険との競争上競争力がないというようなことから、これを分離運用したいあるいは余剰金についての有利運用をしたいという御要望が毎年出ておりますが、それにつきましては本年度、簡保の余剰金の預託金利を弾力的に引き上げという措置をとることにしまして、郵政省と統一的に了解ができました。いまの段階ではその問題は両省間では解消したというふうにお考えしております。

○高橋委員 大臣に私はこのことで最後にちょっと御意見を伺っておきたいのですけれども、こういうのは世間では、何か仕事の分捕り合いじゃないかとかそういうふうな評価をするのが、決して皮肉な見方じゃなく行われて、これが逆に言えば、努力なさっている方に正当な御評価を受けないという、お役所の仕事に対する世間の声になってしまっているのじゃないかなと私は思うのです。ですから、これはある時期にはやり過ぎりさせなければいけませんし、それからまた、現実にはいまのように郵便貯金の方がどんどんふえていっているときにはむしろ問題かと思ってしまうけれども、大蔵大臣のお立場でこの辺について披

本的な考え方をもしお持ちでございましたら、私たちにひとつお聞かせをいただきたいと思うのでございます。

○村山国務大臣 実は非常にむずかしい問題だと思っております。御案内のように、郵便貯金制度は非常に古い制度でございまして、長年の経緯があるわけでございます。恐らくは一種の零細貯蓄を預かる、その安全な運用を図る、こういうことで古くからできたものでございまして、しかも、それは限度は決められておりますけれども、その預金の利子に對しては非課税、こういう制度は恐らく余り世界でもないのでございまして、こう思うわけでございますが、それは歴史的なそれだけの意味があつてきたわけだろと思うのでございまして。現在では財政の原資として有力な働きをなしておるといことは御承知のとおりでございまして。しかしまた、往々にして限度を超えて預入しているというような事実もときどきございまして、郵政当局の方ではその点をできるだけ自粛していただいております。いろいろなチェックの方式でやっておるわけでございます。

一方、金利の問題から申しますと、そのような歴史的経緯のために、その預金の金利につきましては、郵政審議会の議を経て、諮問を経なければ決まれない、こういうことになっているわけでございます。いまこれらの制度をならみ合わせまして、抜本的に何か改正するかと申しましたが、何しろ非課税の問題あり、いろいろな問題があるわけでございますので、ちょっとすぐ抜本的なものというのには少し実際のでない、こう思っております。まして、いま実際やっておりますことは、乱用がないようにお互いに協力し合うということが第一点、それから第二番目には、金利はそれぞれ別の機関が決めることになっておりますけれども、近代国家におきましてもしそんなことがあつたら大変なことでございますから、お互いに制度は制度として、運用は近代的にしていこうというところで、預金金利を上げるときも下げるときも連絡をとり

まして大体同一幅で動かしておる、こういうやり方でやっておりますわけでございます。いますぐ抜本的な改正ということは実は考えていない、こんな状況でございます。

○高橋委員 わかりました。ただ、くどいようでございますけれども、何か御努力のわりに、こういった仕事を続けていらつしやいますと、下世話ないろいろの話題の種になるというふうなこともございまして、何かひとつお考えになつておいていただきたいと思います。

少し深入りし過ぎましたが、話を交えていただまして、私は、国債整理基金特別会計の問題をちょっと伺つてみたいと思つてます。特に、時間のあれもございまして、繰り入れの定率の問題ですね。この辺について、今度の新しい償還計画と申しまうか、償還試算等でお出しいただいているのは、ずいぶん前までに比べればお考えいただいたかと思つてますが、依然として四公債分と特例公債分を同じ率でお取り扱いになつておられる。これはどう考えても、特例公債分はもつとたくさん繰り入れなければいけないのじゃないか。四公債分について言えば、それだけの見返りの資産も確かにあるのですからそれでいいとして、特例公債分の定率はもう少し基本的にはまず二つに分けて処理すべきものであるというふうにお考えますけれども、この辺いかがでございますか。

○山口(光)政府委員 特例公債につきましては、借りがえをしないということを申しております点も考えますと、ただいまおっしゃいましたように、一・六%の定率繰り入れでなくとも、率の高いい、たとえただいま十年債を中心に出してありますから、十分の一を繰り入れたらどうかという御議論はかねてからあるわけでございます。しかし現在特例公債を発行しているわけでございますから、仮にそういうふうな償還費をふやすということになりますと、それもまた特例公債に依存するというような堂々めぐりの話になるわけでございます。現在何か一番大切なことと申しますれば、

特例公債依存の財政から脱却するという事でございまして、まずそれを中心に考えさせていた

特例公債の償還財源につきましては、これもいろいろ御議論をいたしておりますが、私どもといたしましては、一・六の定率繰り入れ、それから、剰余金が出ましたらその剰余金を繰り入れさせていただく、それから、もちろん特例公債依存の段階では考えられませんが、依存から脱却いたしました後といたしましては予算繰り入れ、この三本柱で総合的に減債制度を運用して対処してまいりたいという事でございまして、特例公債依存から脱却しました後につきましては、特に予算繰り入れについていろいろ工夫をいたしまして、財政負担が平準化するように努力してまいりたいと思っております。

○高橋委員　そこで、企業経営とはいささか質を異にするとは思いますが、やはり赤字を抱えている企業の再建のような場合には、思い切った赤字は出してもためるものはためる。要するに、こそくに、その瞬間、瞬間だけ間に合わないで、ある時期には、やはり蓄積するものは蓄積しておくと、いう手段をとらないと、企業的には本当の意味の経営にならない場合もあるんですね。これは個人の家の建て、個人は、貯金があるのに借金してやることはいかたうかという理論もあろうかと思いがたつけれども、国の場合はどうかという、思い切った赤字のときでもためるものは歯を食いしばってでも残して、そしてその努力を全体の国民の方にわたって、そして、そしてある時期にそれが実を結んでくる、こういう形をとる方が、何か結果的に早い手段のように思われるのですけれども、いかがでございませうか。

○山口(光)政府委員　赤字公債を出しながら、一・六という定率繰り入れを行うのはどうであるのかという議論も実はあるわけであらうかと思つてございませう。それに対しては、いまおっしゃいましたような考え方、一・六という制度を守っていくということによりまして、財政

の節度維持を図っていく、あるいは負担をならしていくという事を図っていく、考えていくという配慮が必要かと思ひますが、しかし、赤字公債について制度を強化して、たとえば一・六でなく十分の一繰り入れをするというやうなやり方をとるところまでやる必要があるかどうか、こゝは議論のあるところだと思ひますが、私どもは、先ほど申し上げましたように、まず赤字公債の償還の先決であり、その後においては負担の平準化を配慮しなければならぬ、こういう順序で物を考えていっていいのじやないかと思つておる次第でございませう。

○高橋委員　一・六をはじき出されました根拠が、現在の財政の立て直しというものを考えた場合の根拠としても、私はいささか適さないのじやないかという気がするんですね。ですから、これはあくまでも決断でおやりになることであつて、一・六の妥当性はいまは私はないと思つてすね。それであるだけに、要するに経営感覚と申しまじようか、立て直す感覚というものをから言つて、この際決断が必要なんじやないか、そう思つて再度お尋ねをしたいと思いますけれども、一・六の根拠は、私はもういまには余り関係のない根拠のように思つてしまふのがないのですが、いかがでございませうか。

○山口(光)政府委員　一・六を決めましたその根拠は、建設公債の考え方が基本になつてゐるわけにございまして、その点ではおっしゃる意味はよくわかるわけにございませう。建設公債の見合い資産の平均効用発揮期間と申しますか、これが平均いたしまして、土地なども含めまして六十年といふことは、現在でもほぼ変わつていないと思ひますので、この一・六という制度自身について考え直す段階ではないと思ひますが、おっしゃいましたように、これは建設公債を前提にいたしました考え方があるわけですから、特例公債については違つた考え方があるわけでもないじやないかという御議論はあつたわけにございませう。その点については、くどくなりまふので省略させていただきますが、先ほ

ど来お答え申し上げておる通りでございませう。

○高橋委員　いづれにいたしましても、大変な課題を抱えた私たちだと思ひますので、大蔵大臣、一つお願いがございませうけれども、先ほども申し上げましたとおり、来年度いろいろの予算の編成も、夏ごろからの考えの中に出てこようかと思ひますが、いままで以上にひとつ早目にいろいろな形でわれわれに情勢をお示しいただいて、たまたま私たちの党は、中期経済計画もこの間きちんとまとめ上げましたものですから、その辺との兼ね合いも兼ねて、ひとつ御一緒に協力させていただきたいと思ひますので、よろしくひとつその辺を、早目にいろいろな情勢の御提供をお願いいたしてお願ひ申し上げまして、私の質疑を終らせていただきます。

○大村委員長　荒木宏君。

○荒木委員　少し全体的なことについてお尋ねを申し上げたいと思ひますが、かねて指摘されておりますように、国債の依存度が非常に高い。数字は申し上げるまでもないと思ひますが、日本が二九・九％、これは昨年でございませうけれども、アメリカが一三・九％、これは見込みであります。それから西ドイツが一三・五％、これは予算でございませう。フランスがゼロ。これは昨年に限りませんでした。フランスがゼロ。これは昨年に限りませんでした。ここ数年、事あるたびに指摘されてきた傾向でございませうけれども、先進資本主義国の中でも、なぜ日本はこのように異常に公債依存率が高いのか。すでに首脳国会議も両三度数を数えまして、ことしまた七月にあるということにございませうけれども、先進六カ国、その中で、通貨面でもあるいは経済力でも両極分化ということも言われておりますけれども、しかし、いづれにしても、テールを同じくする、そういう国の中で、財政面でこういう際立った特徴といひますか、問題点といひますか、出ておるといふ点につきましては、従来からいろいろな議論があつたところであり、そのよつて来るゆゑのところが考えを少しお聞かせいただきたいと思ひます。

○村山国務大臣　日本だけが一体公債依存度が高くないのか。ついこの間まではそんなに高くなかつたわけにございませうが、石油ショック以来、赤字国債を出すことによりまして、また、ある程度財政主導型予算を組まざるを得ない、そのために四條債もある程度出さざるを得ない。その積み重ねが結果的にこのようになったのではないかとと思つてゐるわけにございませう。

ただ、実体経済の方から申しますと、やはりいづつ申しておきますように、成長率という面では、確かに五十二年度五・三％行くかどうかまだわかりませんが、仮に五％台に乗れば、私はやはり成長率は先進国では一番ではないかと思ひます。ことし七％を目指してゐるわけにございませうが、これもまた、恐らく先進国中最大だと思ひます。しかし、中身をよく見てみますと、民間経済の活動によるところの成長率というよりもむしろ逆でございまして、公共投資による政府支出、特に公共支出による分であるとかあるいは経常収支の黒字の分、こういったことで成長率を支えておる。つまり裏から申しますと、民間経済は非常に不況である。この実態の中で、やはり負担の増加を求め得ない。しかも、歳出の方はどうかと申しますと、言いかえればいろいろな要求があるわけにございまして、そういう要求をなかなか一挙に整理し切れない。こういう形の中で、日本の公債依存度が結果的に非常にふえてゐるのではないかと、そのように感じ取つておると思ひます。

○荒木委員　経過も含めていろいろなお話があつたわけにございませうが、私は端的に言ひますと、確かに大臣がおっしゃつたように、石油ショック以前の依存率は、これも指摘はありますけれども、しかし今日ほど異常な姿ではない。としますと、日本の経済あるいは財政の体質、ひいては政策と申しますか、これがそうしたショック、インパクトに財政面から見ると異常な結果を生ずるきわめてもろい体質であつたのではないか。いま実体経

濟の面に触れての御答弁があつたわけですけれども、いま法案審議が財政でございますので、そういう点で財政面からいいますと、こうしたショックがあつたときに歳入が非常に落ち込むといひますか、それでいて歳出はなかなか削減できないという、そうした体質を持つておつたところに、他の諸外国、先進諸国に比して非常に結果としては依存率が高くなつた、体質に原因があるのではないかと思ひますが、いかがですか。

○村山國務大臣 直接のお答えになるかどうかかわかりませんが、毎々申し上げておりますように、四十九年から今日までずっと見ておきますと、歳入は実際の低成長、しかも不況ということを反映いたしまして、租税弾性値はもう一ぐらひでございます。あるときは一を切つておるわけでございます。にもかかわらず歳出の方は、相変わらず石油ショック前と同じ程度の伸びを示しております。大体平均で二割伸びておるわけでございます。歳入は大体一ぐらひでございますから、一〇%切るぐらひでございます。その差が結局赤字公債であつた建設国債であつた、いま実質三七%になつたということだろふと思ひます。やはりそこには実体経済の問題は私はあると思ひますのでございまして、一つは、企業業績が悪いということのほか、日本にはいゝわゆる構造変化の問題、構造不況業種というものが石油ショックを機にいたしました。ずっと引き続き問題が残つておるんじゃないか、その問題がやはり整理されないというもう一つの私は特色があるような気がいたしておるのでございます。

今度の予算におきましてねらつておりますのも、実は財政主導型、財政から申しますとさらに非常に国債をふやすことになりまふけれども、結局経済を早く回復させることによつて財政再建の道をもしとることができるとすれば、財政の再建という見地からも結果的には近道になるんじゃないかろうかということをおつねらつておるわけでございます。また同時に、構造不況業種に對しまして、今度は法案も出し、またそれに必要な財政

措置も講じておるわけでございますので、願わくはこのいゝわゆる構造不況業種の問題が民間の自助と政府の協力によつて一刻も早く解消する、こういう事態になりますれば、財政収支試算でお示ししておるような一つの再建方策は財政としてもとれるのではないかと、このようなことを実は望んでおるわけでございます。

直接荒木委員の御質問に對してお答えになつたかどうかかわかりませんが、感じだけおくら取りいたしたいと思ひます。

○荒木委員 おつしやる感じはわかるわけですけれども、私がお尋ねしておりますのは、実体経済全体の論議、これは予算の各項目に關連しますから、また歳入の面から見ましても非常に大事なことでありますけれども、しかし歳入委員会としてまして、特にこの公債依存度が高くなつた理由、原因と申しますか、それは、やはりその歳入の仕組みに大きな原因があつたのではないかと。もちろん歳入で国庫に収納して、その後予算で実体経済にどういふふうな反映をさせていくか、これは政策手法がいろいろあるところですが、これは、かし私は、従来の歳入の仕組みというものを、公債依存度が異常に高いということと關連をさせて大臣にお尋ねをしておるわけでございます。この実体経済全体ということに問題を拡散いたしますと、これはもういろいろな要素が入つてまいりますので、なかなか限られた時間では結論が見出しにくい、こういうふうにおつねらつておるのです。

そこで、前提をそういうふうにおつねらつていたいて、従来の高度成長期にとられておりました歳入の仕組みといひますか、これはいろいろな点がありまして、一口に法人税制についていひますと、特種減免税とかあるいは企業優遇税制とか、こういう言ひ方で表現をされてきたと思ひますけれども、私はその一つの例として償却費、企業の内部留保といひますか、この問題をお尋ねしてみたいと思ひます。

大臣は、いまの税制がとつております償却税制と申しますか、あるいは内部留保税制と申します

か、これが十年來続けられてまいりまして、高度成長期とそれから低成長期と二つの時代をくぐつておるわけですけれども、いまの国債依存度が異常に高いといふことは、この償却税制、内部留保税制がその原因の一つになつておるというふうにはお考えにならぬでしょうか。

○村山國務大臣 これも感じの問題でございますけれども、私はいまの償却に關する日本の税制が、そのことによつて大きく歳入が減り、それが結果として公債依存度を高くしている、そのようなものではないと思つておるわけでございます。だから、それほど大きな影響はない、このように思つております。

○荒木委員 若干の国際比較を申し上げておきたいと思ひますけれども、全体については前に大蔵省の方からも部分的に資料はいたしたことがありますが、しかし、OECDの調査とそれから経企庁の調査とを照合いたしますと、たとえば建物、構築物につきましては、アメリカ、西ドイツはいずれも五十年という数字が出ております。ところが日本の場合には、建物が三十六・二年、構築物が三十四・三年。なお設備機械につきましても、アメリカが十五年から二十二年、西ドイツは十九年から三十四年に對して、日本は十一・七年。こうした建物、構築物の例を見ましても、大体アメリカ、西ドイツの六割方に圧縮されている。機械設備は大体は二分の一というふうなことでございまして、こうした点から見ますと、償却税制は他の諸外国に比してかなり低い、つまりその限りでは税収の歳入減になつておるという側面があると思ひますが、いかがですか。

○村山國務大臣 私も最近の資料を見ておられますが、恐らくそんなに違はないと思ひます。総合耐用年数で考えますと、日本とドイツがほぼいところへ行つておるんじゃないかと、それに対して、アメリカあるいはその他の先進国の耐用年数はやや長い、大体そういう形ではなかつたかと思つておるわけでございます。これは少し旧聞に属

するかもしれませんが、恐らくそんなには違つていないのではないかとおつねらつておるわけでございます。そして、この問題は言うまでもなく、実際の物理的、経済的な耐用年数で計算するわけでございます。日本のように非常に新しい技術をどんどん導入した国、ドイツも同様でございますけれども、技術革新の非常に激しい時代でございますから、当然耐用年数が一般的に短くなつたのだらうと思ひます。

ただ、日本の企業の蓄積という問題からいいますと、経常利益が非常に悪いことはもう御承知のとおりでございますが、蓄積の方からいつても非常に少ないこともまた御承知のとおりでございます。また、資金調達面からいひまして、内部資金で賄う部分と外部資金で賄う部分と比較いたしますと、これは償却の關係と留保の關係で出るわけでございますけれども、全体としては日本は内部資金でもって調達する部分が少ない。こういうことを考えますと、耐用年数について単に税収の問題からだけ考えることはどんなものであらうかという感じがいたしておるのでございます。

結論的に申しますと、特に不当に耐用年数が短いというふうにはいま考えていないのでございまして。

○荒木委員 償却問題を税制の面だけから考えるのはいかがなものか、これは御指摘のとおりだと思ひます。いろいろな面が絡んでまいりますから、いろいろな問題を一度きにお尋ねするわけにもいきませず、またお答えも、一つのことをお聞きして、他の幾つかのことを付加してお答えがございまして、いささか論議の筋がそれでもまいりますので、その意味で、いまの御答弁を踏まえて、先ほど来お尋ねしていることで引き続き質問をしていきたいと思ひます。

事実認識としてそう大きな違いはない、やや旧聞に属するけれども大体同じくらしいのラインではないかとおつしやいますので、これは前提が違ひますと後の論議がしづらひのですけれども、ただ、

旧聞に属するという御答弁がございましたので、経過を若干申し上げますと、昭和三十三年に機械設備中心に平均一五%の短縮がありました。それから四十一年には、建物、大工工場、倉庫用に重点を置いて平均一五%の短縮がありました。これは算術加算をいたしますとそれだけで三〇%であります。

三十九年から四十一年といひますのは、ちょうどあのIMF八条国移行問題で開放体制に移ったときであります。現総理が大蔵大臣御就任のときでございまして、当時の財政演説を拝見いたしますと、償却をうんと進めて、そういう意味での資源消費を促進していく、その奨励を政策として進める、こういう演説がございました。四十三年にはホテル、旅館等についてかなり大幅な短縮がありました。あと四十四年からちょうど石油ショックの時期に至るまでは、毎年短縮が税制改正として進められてきました。ごくごく大ざっぱに見積もりますと、この十年で大体半分ぐらいになったのではないかと。これは非常にアバウトな話でありますけれども。

先ほど大臣がおっしゃった旧聞がどの時点の旧聞か、これはいささか定かではございませんけれども、しかし、先ほどの経企庁とOECDの調査の比較といい、こういう点から、これは特別償却その他を除いての年数だけの話でございしますが、償却税制、内部留保税制については諸外国に比較して相当短縮をされていると見ることができるとはなないかと思うのです。これは事実関係が先ほどの御答弁と若干違ひますので、事務当局にひとつこの時点で経過を踏まえて資料を出していただきたい、このことをお願いをしておいて、御答弁をいただきたいと思ひます。

それはそれといたしまして、こうした経過と先ほどの資料比較を見ますと、民間に資金を留保しておいて、そしていわば民間でそれぞれの自主的な資金運用、投資計画、その償却の使用についての自主的な取り扱いを進めていく、あるいは、それを国庫に収納して、そして国の方で財政運用を

進めていく、私はかなり違った側面があるのではないかと思うのです。いまお話しした構造不況業種の操業率の問題も、これは平たくいへば、現象面では需給ギャップと言われておるわけですから、もちろん石油ショックの前ごろに、たとえば構造不況業種の一つと言われます化学工業分野では、数万吨という十万吨トンプラントというのが次々とつくられたわけでございますけれども、そういういわば市場問題を抽象したような形で投資が進む。その内部留保が税制上も保証されていた。もちろんこれだけでそれだけの金が賄えるわけがありませんから、どんどん他人資本も導入をして、先ほど大臣がおっしゃったように自己資本比率が非常に低い、これは別の金融面で需給関係を無視した、市場法則を破壊するような供給設備体制をつくり上げていった。結局、税制面でも金融面でもいわゆる民間主導、結果として高度成長というか、そういう個別資本の利潤追求の形に税制上も金融上も放置していたということが、一つは今日の景気の落ち込み、構造問題ということになり、税制面では異常な公債依存率の一つの原因になり、そして金融面、資本面では自己資本比率が非常に低いということに総合的になっているのではないかと。大臣が幾つかの点を交えての御答弁でありましたので、若干それに照応して各面を指摘をいたしますと、私はそういうことになると思っております。

さて、税制面、財政面に話を戻しますが、そういう点から見ますと、この内部留保税制が、いま民間の自主的な償却資金運用に任せておたものではうまくいかないかということになっておる。財政対策という面から見しても、これを企業の手元から吸い上げるということは、財政収支の改善と云うことからも考えねばならぬのじゃないか、こういうふうにも思っております。

いささか質疑が長くなりましたけれども、答弁をいただいたのに照応して申し上げましたので、ひとつ償却税制と財政収支にしばって御答弁をいただきたいと思います。その後で事務当局の資料についての

答弁をいただきたいと思ひます。

○村山国務大臣 いままたま資料がありましたので、ここに機械設備の耐用年数の国際比較がございまして、五十年三月大蔵省で調べたものでございまして、これで見ますと、紡績業で、日本が十年、アメリカが十一年、西ドイツが十年ないし十三年、織物業で、日本が十年、アメリカが十一年、それから西ドイツが十年から十五年、鉄鋼業で言いますと、日本が十四年、アメリカが十四・五年、それから西ドイツが五年ないし十年、これは極端に短い数字です。工作機械製造業で、日本十年、アメリカ九・五年、それから西ドイツが五年ないし十年。それから自動車製造業で言いますと、日本十年、アメリカ九・五年、西ドイツが五年ないし十二年、こういうふうに出ておるわけでございます。これはもちろん特殊な代表的な機械を挙げただけでございまして、実際は総合償却率で見ないとわからないと思ひますが、代表的な機械でございまして、あるいは大体の感じが出るかとも思ひます。

これで見ますと、大体重工業の方はむしろ西ドイツが非常に短いところ、顕著に出ておるわけでございます。私が先ほど旧聞に属すると申しましたのは、総合償却率で見たのでございまして、かなり古いものかもしれません。しかし私は、ドイツとの比較におきましてはほぼ同じぐらいだということのような感じを持っておりますので、そういう意味でお話し申し上げたわけでございます。

もとよりこの耐用年数というものは、特に利益を留保させるという目的でつくるものでないことは当然でございまして。ただ、経済的な新陳代謝も入れますと、それが妥当のものであるかどうかというところによって決まるわけであらうと思ひます。償却につきましても、もし必要があれば後で事務当局から補足説明があるかと思ひますが、そんなことでございまして。

ただ、日本の自己資本が非常に少ないという問題は、もう言うまでもございまして、貯蓄の形態がほとんど間接金融、金融機関に預金の形でい

くのでございまして、諸外国のように株式市場、資本市場というものが発達していません。結果として資金調達の場合はどうしても他人資本になつてしまふ。ここにやはり大きな問題があるだろうと思ひます。

それから、金融問題として内部資金によるか、外部資金によるか、これは株式市場から調達いたしましてもちろん外部資金でございすけれども、内部資金ということになりますと、この償却の分とそれから積み立ての分、これが内部資金になるわけでございますが、償却につきましても、この耐用年数が短いかどうかということで御判断願うよりしようがないと思ひます。一方、積立金の方で申しますと、御案内のとおりに経常利益が非常に少ないわけでございます。経常利益が少のうございまして、一般的に申しまして日本の企業は、やはり内部留保がはかに比べてかなり低い、低位にある。そこが金融面で申しますとかなりのネックになっているのではなからうか。したがって、それを少なくとも資金的に安定させる意味で、公社債市場と申しますか、こういったものを育成することによりまして、少しでも間接金融から直接金融の方に移るといふ道を開いておく必要があるんじゃないかということ、公社債市場の育成にせつかく努力しているわけでございます。日本ももちろんその段階にやや近づいてきておるんじゃないか、このように考えておるところでございます。

耐用年数につきましては、もっと新しい資料がありましたら、事務当局から説明させます。

○米里政府委員 減価償却率につきまして手元に数字がございまして、国際比較を申し上げます。全産業ベースの実績で見まして、日本は一一・八六%、これはいずれも一九七四年度分の主要企業の有価証券報告書などから作成されたものでございまして。これに對しまして、アメリカが一〇・三六%、イギリスが九・〇八%、西ドイツが一六・四二%、フランスが一四・二二%、これは全産業の平均でございまして。これで見ますと、ごらん

ように西ドイツ、フランスは償却率がわが国よりもやや高くなっている。アメリカは、大体わが国と同じぐらいでございますが、ちょっと低くなっている。イギリスは若干わが国よりも低いというように、国際的に見まして、わが国の償却率というのは、主要国の間ではまあ真ん中ぐらいじゃないかというように考えております。

先生よく御承知のように、耐用年数あるいは償却率を決めるに当たりますと、一方では物理的な陳腐化、一方では経済的のどのぐらい実際に用いられておるかといったようなことを勘案して、個別に実態に合わせて決めるわけでございます。で、当然のことでございますが、国際比較をいたします際には、その国の経済情勢、あるいはまた建物であります、どういった種類の建物かというようなことで、全体の実効償却率はかなり違つてまいりまして、必ずしも一概に比較できないかと思ひますけれども、この数字で見ます限りは大体そんな状態でございます。

○荒木委員 一例としてこの年数問題を取り上げておられますけれども、いま総合的な償却率の説明が事務当局からありましたけれども、中小零細企業なども含めての全体の率がどうであるかということ、これは一つの指標かと思うのです。

しかし同時に、いま跛行性ということが非常に言われておられます、そういう跛行性をもたした償却税制のひずみといひますか、つまり特別償却その他も含めての、現在のたとえば国際競争力が強いといわれる、そして異常な円高をもたらした大きな原因といわれる輸出大企業についての償却の問題、こうした点が、全体の単なる平均だけでは解消できない問題があると思ひます。

たとえばこれは設備の方じゃありませんが、消費について申しますと、自動車はアメリカでは十一年ということですが、日本では六・五年ということになっております。そういう投資促進税制といひますか、私は、そのためにいろいろな仕組みが織り込まれてきた、そのことをいま指摘をしておるわけでありまして、現在の不況脱出のため

にむしろ逆に投資促進税制という声があることも承知はしておりますけれども、しかし、私どもは基本的に考え方が違つてあります。むしろ安定した、落ちついた末の長い成長発展のために、従来繰り返してきたような当座の景気浮揚のための税制面でのご入れということが、結局は金融面でも他人資本をうんと導入をして、そして今日の構造不況、外に向けては円高を招くそういったいびつな不況の原因になったということを目指しておるわけでありまして。

なお先ほど大臣から、金融市場、資本調達、貯蓄傾向が高いためにどうしても間接金融に頼らざるを得ないというお話がありましたけれども、これも、質疑の主題ではありせんけれども、答弁がありましたので触れておきたいと思ひますが、私どもはかねがね論議もありましたように、むしろ社会保険あるいは福祉関係の仕組みが、振替支出比率一つをとつてみましても諸外国より非常に低い。仕組みとしては将来肩を並べるまでに行くんだけれどというお話が聞かれましたけれども、しかし、そうしたいまの社会保障比率の低下、振替支出比率の低下、そのことが、老後の不安その他に備えての異常な貯蓄率の高さということになつておるといふことで、もちろん税制だけではなく経済も総合的なものですから、全体の仕組みを変えていかなければ方向転換の整合性はとれないわけですが、そうしたことを従来から指摘もしてまいりましたし、この法案審議の機会に改めて申し上げておきたいというふうに思ひます。

なお、大分時間もたちましたが、関連して一言伺つておきたいと思ひますのは、私どもは逆累進といふことを従来言つてまいりました。法人税制で言いますと、資本金規模の小さいところが資本金規模の大きいところよりも実際の税負担率が高いという現象を指しておるわけですが、この論議は従来、政策税制はその都度見直しをしてきて、整理合理化を進めてきていたというところにとどまつておるわけですが、しかし、こうした

財政面からの基本的な見直しが必要なきに、逆累進の結果そのものは、個々の税制目的、政策目的はそれぞれ論議がされるとしても、総合的にそういう結果は是正されるべきではないかというふうに考えておるわけですが、従来からも主張してきたわけですが、大臣御就任以来、この点についてはまだお考えは伺つていないように思ひますので、その逆累進の結果そのものについての御意見をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○村山国務大臣 先ほどの事務当局から説明いたしました総合償却率、あれは各国とも特別償却を全部含めたところだそうでございますので、そのように御理解いただきたいと思ひます。したがって、特別償却あるいは割増償却、それぞれの国にございまいらうけれども、そういったものを全部含めた実効的な償却率で日本が大体中位にあるということを御理解いただきたいのでござい

それから、いまお話しになりました大企業と中小企業と実効税率において逆ではないかというお話でございます。これはいろいろな計算の仕方がございまして、いわゆる何が一体租税特別措置であるかという問題がございまして、大蔵省として考えております租税特別措置によつて計算したものでございまして、五十一年度で見ますと、大企業資本金一億円以下のところでは三六・六%、資本金一億から百億円未満の間で四〇・五%、資本金百億円以上のところでは三八・四%、こういうふうな最終的にはできております。これは五十一年度の数字でございます。

これで直ちに逆累進であるかどうかという問題は、私はすぐには出てこないんじゃないかという感じがいたすのでございまして、御案内のように、これは最後の実効税率でございます。

一つには、一番大きな要素といひましては、配当課税という問題があるわけでございます。したがって、配当をよけいやっておる配当性向の高いつころは、当然算出税額が低くなつてくるわけでございます。この問題が一つ、それからもう一

つは、いわば租税特別措置といふものの内容がどこに及んでおるかという問題でございます。準備金、特別償却、技術等海外所得の特別控除、それから試験研究費の税額控除、それから交際費の損金不算入、こういうところがございます。傾向で見ますと算出税額、つまり租税特別措置法を働かさないところでは、一億円以下のところは三五・五%、それから一億円から百億円未満のところは三八・八%、それから資本金百億円以上が三八・四%、こう出ておるわけでございます。この辺の算出税額が、一億から百億のところは恐らく配当の関係じゃないか、こう読んでおるわけでございます。実効税率はさっきお読みしたとおりでございます。その意味で、現在の租税特別措置といふものが、一億円から百億円までよりも、百億円以上の方によけい働いておるという事実は、やはりこれは否定できないだらうと思ひます。大体そういう内容になつておると思ひます。

○荒木委員 これも前提の認識が必ずしも同じじゃありませんから、そういう意味では論議がなかなか詰まらぬと思ひますけれども、しかし、昭和四十六年でございまして、いま大臣が読み上げられた表が提出されるようになりまして、それ以来これで五年余りになるわけですが、傾向として資本金規模の大きいところの方が税負担率が低い、あるいは資本金規模に比例しては負担率が出てこないという傾向はずっと続いているように思ひます。もちろんその中にはいまの配当課税の問題その他が入つておる点はあるまいしょうけれども、たまたまそうした単年度の配当傾向によつて税負担率の結果が左右される、つまり逆累進の結果が大臣が言われたところからも生じ得るというふうな仕組み、それがいかなるものであるかというところを一つは言つておるわけでありまして、もちろんそれは、そういう仕組みになつておるから、配当課税を認める以上は、その大小によつて結果が違つてくるのは当然だと言ひます。それまででありますけれども、しかし今後の税負担率、それから歳入欠陥の問題、財政改善ということを考

えますときに、この数年來のこうした傾向、経過を、たまさか単年度の数字を見るだけでそのまま放置してよいであらうかどうか、こういうことを言っておるわけでありませう。税調でも論議は重ねられてきたところでありませうが、また委員会では、私も年來主張してきたところでありまして、改めてこの機会にそのことを強く指摘しておきたいと思ふのです。

なお、先ほど答弁の中で、償却の問題について、総合償却率で諸外国と比較して中ぐらいいだというお話があったのですけれども、しかしこれは自由償却制もかなり入っておるわけでありませうから、実際のその償却実施額がどのようであつたかという点は、私は国際比較の点でも從來まだ十分な説明を聞いたことはないと思ふのであります。これはまた次の論議に譲りたいと思ふので、その点での先ほど説かれた総合償却率の数字の根拠と申しますか、それをまた改めて事務局から説明を求めたいと思ふます。

時間が大分迫つてきましたけれども、歳出面でひとつ国債費の關係をお尋ねしておきたいと思ふます。

国債費比率が五十二年で当初八・二%ということになっておりますが、この国債費比率を將來どういふふうな姿に持っていく見通しであるのか。財政収支試算が発表されておりますし、そこから数字をはじきますと当然出てくるわけでございますが、昭和六十一年からの赤字国債の十年限りの一括償還という事態にもなりますし、その比率の推移の見通しについて伺つておきたいと思ふます。

○山口(光)政府委員 国債費の一般会計の規模に對します比率は、いまおっしゃいましたように、五十二年度は八・二でございまして、五十三年度は九・四になつております。財政収支試算ケースCで申し上げますと、五十四年が一〇・六、五十五年が一・六、五十六年が一・四、五十七年が一・七でございませう。これは試算の性格上一定の仮定を置きました数字でございませう。

私も、国債に依存する財政というものが、国債費の増高等を通じて財政の硬化化を招くという側面から、国債依存を早く脱却したい、特に特例公債依存を早く脱却したいということをかねて申し上げておるわけでございますが、国債費の一般会計に對します比率が何でなければならぬかというふうなことでなしに、いま申し上げましたようなことで、できるだけ早く赤字公債依存から脱却したいという態度でございませう。

○荒木委員 何ででなければならぬかというのは、これはいろいろな見方があると思ふますけれども、しかし、たとえば見通しとして、從來収支試算は間々変えられてきたけれども、しかし当初、五十五年赤字国債ゼロというお話がありました。その次は今年、五十七年赤字国債ゼロという話があった。もちろん赤字国債を脱却する、これはひとしく指摘されておるところでありますから、その年度の早い遅いはありませうけれども、しかし同時に、それは一般会計の予算規模に絡まることでありまして、国債費比率が、いまのお話ですとどういふこと、これから一〇%を突破してその上に行こうかというお話をいま伺つたので、これを一体どういふ姿に持っていくのか。これは先のことと言へばそれまでもしませんが、しかし、めどもなしにあるいは目標もなしに財政の論議を進めることはいかなるものであらうかと思ふのです。ですから、いま言われた推移を踏まえて、一体どういふところへ持っていくつもりなのか、これをひとつはつきりおっしゃつていただきたいと思います。

○村山國務大臣 私たちはやはり基本的には、早く特例公債から脱却するということが一番の大きな問題であらうと思つてございませう。国債費の方は御承知のように、その年の償還費あるいは利払い費、さらにはいまの定率繰り入れのものがみんな国債費へ入つておるわけでございます。したがひまして、特に一番大きな問題は定率繰り入れの一・六でございませうが、これは前年度期首の四条国債、それから赤字国債の合計額に對して一・六でございませう。したがひまして、特例公債を脱却いたしましたとしても、いまの総合償却率の關係で、なお当分は国債費の累増ということには避けられない、技術的な理由によりまして私は避けられないと思ふのでございませう。しかし、それはやがては低減することはわかつておるわけでございますので、その問題はそう心配することはないので、むしろその中身は、国債費あるいは償基金というものをどのように仕組んでいくかという内容によるのではなからうか、原因をきわめましてそこがポイントではないか、こう思つておるわけでございます。

○荒木委員 時間が来ましたからこれでおきますけれども、從來、先ほど論議がありました、特例公債の償還基金の繰り入れの率で、六十一年からは償還が来る。五十七年の姿までしか示されていない。その間に租税負担率を高めていく計画だけは出されておられて、その中身がまだこれからということ、ある意味で、六十一年までの二年といひますか三年といひますか、その姿がなかなか明確にならぬということが、予算委員会以来論議になつてきておるわけでありませうが、私は、先ほどの国債費の問題が、整理基金特会の資金のやりくりだけでいくという考えには非常に問題があるといふふうに思つております。それは、六十一年以降の返済の利払いも含めての数字というものは一応はつきり出ておるわけでありまして、そういう点から、増税の姿がはつきりしないという段階で、六十一年以降の整理基金特会の運用だけでいま説明されるということについては、なお別の機会に引き続き論議を進めていきたいというふうに思ひます。

資源エネルギー庁と建設省とお呼びして、見えていただいておりますが、ちよつと論議が途中でなりましたので、質疑の機会を得ませんでしたが大変御苦勞をかけたことをおわびしておいて、質疑を終りたいと思ひます。

○大村委員長 永原委員。

○永原委員 この法律論議の問題は毎回毎回同じ議論が繰り返されておりますので、背景にあるものを中心にしながらお聞きしてみたいと思ひます。過日の閣議において当面の経済対策というものが決定され、公表されておりますけれども、その内容について一、二伺ひます。

まず第一番目に、公共事業ですけれども、やはり公共事業主体の予算編成が行われ、財政主導型という中で、公共事業の占めるウェイトが非常に高い、こういうようなことですが、五十二年の度の実績というものは、一体どういふように行われていたのか、進捗状況などもお聞きし、特に今度の経済対策でも、やはりことしのお決めに於いては、後倒し施行をするというようにお決めに於いては、いさゝか成果、そういうものが一体経済にどういふようにはね返つてきているのか、その辺をまず最初に伺ひたいと思ひます。

○大竹説明員 五十二年の度、まだ年度としてのGNPの速報が出ておらない段階でございませうが、十一月期までのGNPの伸び率の中で政府支出が寄与したウェイトという、寄与度を申し上げますと、四月期が、GNPの伸びが一・七に對して政府支出が〇・九でございませう。七月期が、GNPが〇・四に對して政府支出が〇・八、十一月期は、GNPが一・〇に對して政府支出が〇・二、こういう動きになつておるわけでございます。したがひまして、年度全体を通じてどの程度になるかはまだわからない段階でございませうけれども、現在のところマクロ的に見ましても、GNPの半分、あるいはかなりのウェイトを押し上げ要因としては公共事業は持つておつたということは言えるのではないかと思ひます。

それからもう一つ、もう少しミクロ的に見ました場合に、公共事業関連の資材の動きあるいは受注の動向、それから労働力に対する需要といったような側面から見ましても、やはり公共事業による需要の拡大の効果というものが徐々に实体经济の中に浸透しているということは、申して間違ひ

ではないと考えておるわけでございまして、この五十二年度の施行の促進の効果というものはかなりあったというふうに思っております次第でございす。

○永原委員 五十一年度の公共事業の月別の契約状況などを見ますと、総額八兆八千三百三十一億中、この上半期に約六五%ぐらいいでしょうが、五兆七千億からの契約がなされております。今度七三%というように七、八%前倒し施行がなされていきますけれども、五十一年度の六五%では余り意味がなくて、七三%ならば成果が上がるのだというふうな決定的なそういう数字が出るでしょうか。

○山口(光)政府委員 公共事業を景気回復のために役立てようということで五十三年予算は編成されたわけでございますが、当然のことながら、執行面につきましてもまずできるだけ繰り上げて執行していくのがいいんじゃないか、それが経済にいい影響を持つんじゃないかということをやっているわけでございまして、七三%と申しますのは、各事業を実施いたします役所の見積もり、これが大きな予算でございまして、いろいろ労務面あるいは資材面にも問題がございまして、そういう点にも配慮しながらやれる限りの努力目標を出してはいいというところで出してもらった数字でございす。

六五%と七三%とどう違うかというお尋ねでございす。まさにその数字が違うように経済に対するインパクトが違ってくると思ひます。

○永原委員 五十一年五月に閣議決定なされた経済計画でございけれども、この計画期間中、累積おむね百兆円程度の公共投資を実施するというように決められておりますが、五十一、五十二、五十三年度、この五十二年度、五十三年度は予算になりまして、それを含めて、一進歩率は五十年価格にデフレートした場合にどのくらいになっているのか。あと五十四年、五十五年を余すばかりですけれども、この百兆円にははるかに達しないのではないかと気がするわけです。そ

ういう場合に、経済計画に果たす公共事業の役割はおっしゃるほど高いのかどうか疑問がありまして、進捗率とあわせてお聞かせいただきたいと思ひます。

○御説明員 ただいまの御質問でございす。前期経済計画におきましては百兆円を予定しております。そして五十一年度、これは政府固定資本形成でございす。そして五十二年、五十三年度に実施されております。そして五十二年、五十三年度につきましては、あくまで見通しでございす。政府経済見通しによりますとそれ十八兆及び二十一兆八千億、こういうものがIGベースで考えられております。これを五十一、五十二年、五十三年度と累計いたしますと、名目ではございす。約五十五兆になります。これは政府固定資本形成ベースです。公共投資に換算いたしますと、名目ではございす。約六十二兆円程度ということになりす。

○永原委員 もう公共投資が六十二兆円、あと二カ年で計画どおり実施できるかどうか、これは名目です。それから疑問でございす。建設業の上場会社の税引き後の損益、こういうものを見ていきますと、非常に低いですね。一・七、一・六、そういうような数値が出ていますけれども、アメリカのようなああいう国は企業利潤率が非常に高い。日本の全産業の利潤率というのは三%前後でございす。こういうようなアメリカの資料についてのデータが詳しいものが手に入りませんけれども、非常に利潤率が低い、こういうふうにも思ひます。

そういう中で、経済関係会議では、山口次長がお話しになりましたように、資材、労務の面で支障を生じないように十分配慮しつつやるのだというところをお決めになっておりますが、現実の建設省事務次官の通達を見ても「建設資材等の設計単価については、施工地域の実態に即した実勢単価の把握に努め、適正な単価とすること。」というふうな決められております。そういう中で、設

計単価と実勢単価の相違が非常に大きいので、そういうのが利潤率にもね返ってきているのじゃないか、こういう気がしますが、建設省の方では、この設計単価についてどういうようなお考えで直そうとなさっているのか、承りたいと思ひます。

○永原委員 お答えいたします。建設工事の積算価格につきましては、発注時の実例価格をできるだけ適正に反映させるというところを原則としております。

具体的には、資材の単価につきましては、公益法人の建設物価調査会あるいは経済調査会などが毎月資料として発表されております。値段がございす。それをできるだけ取り入れた形で積算を行います。しかし、たとえば骨材であるとか生コンクリートというふうなものにつきましては、非常に地域性が強いとございす。このような地域性の強い資材については、このような資料だけではなくて、さらに発注者独自でいろいろ調査をいたしまして、資材の値段を決めるといふことにいたしてございす。

また、労務単価につきましては、建設、農林、運輸三省が共同で実施いたしております公共事業労務費調査という調査がございす。これを現在では年間二回行いまして実勢の把握に努めまして、それを積算に反映するといふことを考えておる次第でございす。

このようにできるだけ積算価格を実勢に近づけるようにできる限りの努力を続けておるところでございすけれども、何といたしまして、公共事業を円滑に執行するためには、このような資材が価格を含めまして安定的に供給されるということが必須の条件であろうというふうに考えております。したがって、財政当局において実施されております、あるいは内閣に置かれました公共事業等施行推進本部の地方のいろいろな会議とは別に、発注者サイドで公共事業施行対策地方協議会というものを、地方建設局が一つの幹事役になりましてすでに実施をいたしております。ここに

おきまして、発注者同士でどのような発注計画を立てるかというところをいろいろ協議いたしまして、その発注調整をやることによりまして、たとえば非常にかたまつた発注をして価格が暴騰するといふようなことのないように努めたい、それが大前提でございす。その後は、できる限り実勢価格に近い価格で発注したいと努力しているところでございす。

○永原委員 いまおっしゃるような地域性があるかもしれない。しかし、現実の姿を見ていきますと、特に小零細企業に属するような建設業の実態はかなり苦しいような状況にある資料が手に入っております。去年の十二月まで、たとえばいまお話のありました生コンなどは、公共事業の設計単価立米七千五百円、実際の価格は約九千円ぐらいいしておるわけです。建築については、これは土木よりはさらに高いわけですが、九千三百円ぐらいい。いまそれぞれの建設業界と生コン業界の話し合いの中で話がつまていて価格を見て、生コン業者が売っている価格が九千七百円から一万二千円ぐらいい、建築用のものが一万円から一万二千円ぐらいい、こういう単価になっております。しかし、設計単価はこのようには恐らく上げられないだろう。そういう中で、特に砂防とか海岸堤防とか、ああいうセメントに依存する工事の割合が多いものについては、やはりどうしても業者の赤字負担というのが出てまいっております。

こういう中で公共事業を推進していても、現実に利潤率が低い。そういうのが、本当に公共投資によって乗数効果、波及効果が一・八とか、そういう成果を上げてくるかどうかという疑問を持ちますけれども、大蔵大臣、こういうものについてはどのようにお考えでしょうか。

○山口(光)政府委員 先ほど建設省の方からお話し上げましたように、建設資材の需給見通しでございすけれども、建設省、通産省からお伺いしておりますところによりますと、一年を通じてマクロ的な見込みでは需給の逼迫はないだろう

ということでございます。その点では心配がないのじゃないかと思ひます。問題は、地域のあるいは時期的な摩擦現象というのはいずれ得るわけでございます。それで価格が上がるということも予想されますので、先ほどいろいろ御答弁申し上げましたように、その地方地方で対策を講じていくという配慮をしていくわけでございます。

○永原委員 中央官庁ではそういうふうにお答えになるのでしょうか。実際に会計検査院が工事の状況をいろいろ検査していく場合に、はみ出しているものについてははねられます。

たとえば非常に細かくなつて恐縮ですが、大工の手間賃など、積算では坪当たり三人から三・五人ということになってはいるけれども、実勢は五人ぐらいの工夫が必要になる。また土工などについても、一人当たり立米処理量が約四立米というふうに言われていますけれども、最近の人が働かないせいでしょうか、実際は二立米ぐらいしか処理ができないということ、かなり食い違ひが出てくるわけです。そういうものについて、地方の実情に沿つて考えると建設省でおっしゃつても、それぞれのものについて会計検査院の方は、必ずしもそのとおり認めてはくれないのが実態ではないかという気がいたしますので、こういう点についても、ぜひ指導していただかなければならないし、どういふお考えで進まれるか、その気持ちを伺いたいと思ひます。

○萩原説明員 お答えいたします。

ただいま先生御指摘のとおり、われわれ専門語でこれを歩掛かりと称しておりますが、この歩掛かりの改定という問題は非常にむずかしい問題を含んでおります。それは、一つには建設労働者といひますか、特に技能労働者に多いのでございすけれども、そういう方々の老齢化ということがよく言われております。そのために、いま御指摘がございましたように、かつては一日四立米動せた労働力が、いまではだんだんと減つてくるというところもあり得ることであらうと存じます。そのために建設省では、この歩掛かり調査というものを

を計画的に行つておきまして、できるだけ実態に即したような形にこの歩掛かりを改めていくということで、年々その改定を行つていくところでございます。

ただし、これはどうしてもその一つの平均的な物の見方ということにならうと存じますので、非常に山の奥であるとか、あるいは非常に小規模な工事であるとかいうことになつてまいりますと、機械が使えないとか、いろいろな条件がございまして、特殊な場合には標準的な歩掛かりから外れるということもあらうかと思ひます。その点につきましましては、特殊な要素をいろいろ加味した形で積算をするということにいたしておりますので、御指摘のようないろいろな実態との開差というのにつきましましては、今後とも研究を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○永原委員 その点はぜひよろしくお願いいたします。

次に、公共事業への失業者の吸収について、これは労働省に伺ひますが、「特定不況業種からの離職者や中高年齢失業者等が著しく多い地域について」とありますけれども、特に失業者の多い地域はどこでしょうか。それから、「公共事業失業者吸収率制度の適用地域を拡大する」とおっしゃつていますが、どのように拡大なさるのか、その点を伺ひたいと思ひます。

○小野説明員 お答え申し上げます。

労働省では、失業者が多数あり、かつその就職が困難な地域というものを、特定不況業種離職者臨時措置法では指定地域、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法では特定地域、その他職業安定法の広域職業紹介命令地域としてとらえております。すなわち、その地域でございますが、指定地域については、造船業を中心とする構造不況業種の集中しております五地域、室蘭、尾道、今治、長崎、佐世保の五地域でございます。中高年齢者等の特別措置法に基づきます特定地域は十二道県の六十四地域でございます。職業安定法に基づきます広域職業紹介命令地域は二十二道県の

百十九地域、これは特定地域を含んでおりますので、実数は五十五地域になるわけでございますが、いずれも公共職業安定所の管轄区域を単位として決めておるわけでございます。

そこで、失業者吸収率の適用地域の拡大の問題でございますが、公共事業にかかわる失業者吸収率の制度が適用されておりますのは、いま申し上げました地域のうち指定地域、特定地域、それから、さつき申し上げましたが、沖繩振興開発特別措置法に基づきますところの沖繩県ということになっております。

具体的な地域の指定の基準は、指定地域につきましましては、特定不況業種の離職者で手帳を持つている人と中高年齢者が多数いるということ、特定地域につきましましては、中高年齢の失業者が多数いてそれ就職が困難なところでございますが、具体的には求職者の数が多いということ、それから求職倍率としまして、求職者に対する求人比率が低いということ、その地域の就職率が低いというところで労働大臣が地域を指定してまいります。

この四月一日に、さつき申し上げました指定地域として五地域、特定地域として六十四地域を指定したわけでございますが、今後の問題につきましましては、それぞれの地域の雇用情勢を見ながら、さらに、その地域を管轄する都道府県の御意見も伺ひながら弾力的に指定をして、公共事業にかかわる失業者吸収率制度の適確な運用に努めてまいりたいと思つております。

○永原委員 建設省に伺ひますけれども、いまのよう、指定地域、特定地域、いろいろ地域指定を行つてはいるようですが、「公共事業の地域配分については、地方公共団体との緊密な連携のもとに、地域の雇用情勢を十分配慮するものとし、三云々と書いてありますけれども、もうすでに公共事業の配分は全般に終わつてはいるのではないかと思ひますが、こういうような情勢を本心に配慮してどんな基準でお配りになったのか、公共事業というのは、大体長期計画に沿つてそれぞれの県でやつて

おりますので、そういう雇用情勢に特に配慮ができたかどうか、そういう点に非常に疑問を持ちます。十分配慮されたかどうかということ、先ほどお話ししましたように技能労働者が非常に少ない。そういう中で、雇用拡大を図ろうとしても、実際にブルーカラー的な離職者がそちらの方に吸収されていくかどうか、こういうことにも疑問を感じますけれども、その二点についていかがでしょうか。

○加瀬政府委員 おっしゃいますように、公共事業の配分はすでに終わつておる段階でございますが、公共事業に課せられた当面の課題が、景気の回復に合わせまして雇用の安定にあるということにかんがみまして、地域配分に当たりましては、地方公共団体の要望を踏まえまして、従来からあります地域ごとの社会資本の整備状況、あるいは事業の消化能力、あるいは関連事業間のバランス等のはかに、これは特に構造不況業種を多く抱えている地域に上乘せした配分が行われるような配慮を行つております。現実には、いま申し上げましたような地域から御要望がございましたので、すでに従来の事務的な配分案ができました後の段階でございましたが、そういうところにつきましましては、地元の知事さんと十分御相談をしまして、上乘せをする等の方法によりまして、地元の要望を十分踏まえた配分が行われておる、かやうに考えております。

なおもう一つ、たとえば造船不況の地域がことしは特に公共事業の上乗せの御要望が多かつたところでございますが、こういふところにつきましましては、私どもの抱えております公共事業のうちで、現在技能労働者は特に鉄筋工、型工等の不足が言われておりますが、鉄筋工につきましましては、造船工からの転用が相当可能ではないかというやうな話もございす。ただ問題といたしましては、造船工というのはいわば一定の場所に定着しておるというやうなこと、あるいは労働環境、労働条件が建設業に比べてよろしいというやうなこともございます。にわかに問題が解決するかどうか

かわかりませんが、主要な検討課題としてとらえて現在勉強している段階でございます。

○永原委員 せっかく御努力をいただいたかと思ひます。

それから、構造不況業種対策ですが、ここに「既往貸出金利の引下げ」ということがありますが、何回も質問していますのではばかられますけれども、たとえばソーダ工業、これは大臣も構造不況業種ではないからというお話がございました。しかし現実には、構造不況の実態を持っているわけですね。しかもその原因が、もちろんこういう経済的な影響もありましようけれども、行政措置によって大きな影響を受けている、こういうものについてもお考えいただきたい。かきるべきではないかと思ひます。

たとえば四十八年に、社会的な背景をもとにして水銀法から隔膜法に行政的に転換命令を下して転換をさせた。それに従ったのがおおよそ三分の二で、六〇％強のものがそれに従った。しかしあと三分の一のものは、従来の水銀法でクロード・システムを確立しながら、公害を出さないようにして継続して生産を行っている。そういう中で、隔膜法に転換した方の製品品質が非常に悪い、そしてコスト高になっている。その資金は、命令によってやっていますので開銀から出ていますけれども、四十九年、五十年ころの集中的な借り入れです。平均しますと七・九％、もしも指示に従わないで現在までずっとやってきていますと、本来、この五十三年の三月三十一日に切りかえなければならなかったはずですが、その期限も繰り延べられております。そういう指示に従わないで今後転換しようとするものが借りるとすると大体六・六％。開銀資金は金利が安くなる、新規と既往のものとの間にこういう差があるわけですね。

こういうものについても、今度の既往貸出金利の引き下げという考えで、既往のものについて引き下げるお考えはないかどうか。政治的な判断が必要だということをこの前も訴えたわけ

ですけれども、構造不況業種でないからというところで大臣からお答えがありました。本来開銀は政府機関、そういう中で、政府の指示によって転換していった工場が四苦八苦であっているときに、第一次補正予算では、貸倒準備金も大分たまったので、それを一般会計の補正の財源に繰り入れさせるような措置をとっていらつしやいます。銀行経営の立場からすると、そういうものについて、貸倒準備金を積み立てる以前に、もっと低金利のもので救ってやるという姿勢が必要ではないか、こういう気がしますが、こういう点について大臣はどうお考えでしょうか。

○徳田政府委員 お答えします。苛性ソーダの製法転換に関連いたしましたのは、先生御指摘のように、金融面においてもまた実体面においてもいろいろな問題があるわけですが、省がまず業界の実情を十分に把握いたしまして、それに対して総合的な施策を立てることが先決ではないかと考えておりました。そういうものができた段階で、開銀の融資についてもまたいろいろな方策を検討してまいりたいと考えております。

一般的に申し上げますと、この苛性ソーダの業界だけについて既往金利を引き下げるといふことは、他の業種にも波及する問題もございますので、これは非常にむずかしいのではないかと考えております。ただ、先生御承知のとおり、いま個別の企業につきましても、実情に応じて返済の猶予その他の条件の改定の措置をとっておりますので、この問題はこういう個別の問題として当面処理をしていきたい、このように考えております。

○永原委員 この前のお答えと何も変わっていないように思ひますが、やはり「既往貸出金利の引下げ」というようなのを打ち出した中でお考えいただければと思ひますが……。

政府系の中小企業の金融機関、これは「新規貸出金利の引下げを行うとともに、不況業種に係る既往貸出金利軽減措置の引下げ幅の拡大を図る」というように示されておりますけれども、一般の不

況業種以外の既往の貸出金利については、どういうようなお考えで臨まれようとするのでしょうか。

○徳田政府委員 政府関係中小金融機関の既往金利の引き下げについては、先生御指摘のとおり、不況業種のうち赤字企業に対して行っているわけですが、ただこの不況業種の指定の対象が最近非常に広がっております。現在百二十八業種ございます。中小製造業に占めるウェイトは四七％に上っているわけでございますので、問題になる業種はほとんどこの制度によってカバーすることができるとは思ひます。

したがって、中小金融機関の既往金利の引き下げを全般的に行うということは現在考えていないわけでございます。ただし、これは先ほど開銀のことにつきまして申し上げましたように、中小金融機関につきましては、特に個々の企業の実態に応じて条件改定等を行うように再三にわたって指導をしておりますので、問題のある企業については、個別についてこの制度をさらに活用するよう指導してまいりたい、このように考えております。

○永原委員 農林漁業資金などについても、やはり同じようなお考えで指導なさいますか。

○徳田政府委員 ただいまの措置は、一応政府関係機関のうちの中小金融機関と開銀等を主体にして行っておりますので、いまのところまだそこまでは考えておりません。

○永原委員 ちょっと異質でしたので、失礼しました。

この対策の中で、外国為替及び外国貿易管理法、外資に関する法律、この全面的な見直しを行うとありますけれども、一体どういう点を見直そうとなさるのか、どういう問題点を含んでいるのか、まず教えていただきたいと思ひます。

ろでございます。本年に入りましてからも、三月一日それから四月一日にかなり大幅な自由化を行ってきたところでございます。

しかし、永原委員御案内のとおり、現在の法律のたてまは、原則禁止、例外自由、許可というかつこうになっておりまして、日本のような世界経済に占める地位が非常に大きくなった国、たとえばドイツなどに比べましても、かなりその体系自体が根本的に違うという点がございまして、したがって、現在の法律上のたてまをそのままにしまして、その枠内で自由化を進めてくるのは、そろそろ限度が見えてきたということでございます。私どももいたしましては、この原則禁止というたてまを原則自由、例外禁止という方向で、方向転換をしなければならぬのではないかと、いろいろ考えておるところでございます。

そういう考えのもとに、個別の事案につきまして、今後検討をさせていただきます。そしてその成案を得ますれば、でき得れば次の通常国会に法案の御審議をお願いしたい、かように考えております。

○永原委員 国債の発行について伺います。

五十二年の建設国債五兆二百八十億、特例国債が四兆九千五百七十億、そのうちで、発行残はどのくらい残っているでしょうか。

○田中(敬)政府委員 四兆公債五兆二百八十億はすでに全額発行済みでございます。四兆九千五百七十億の特例債のうち、現在未発行で残っておりますのは四千二百五十九億円でございまして、二月分しかまだ手元にありませんのでわかりませんが、けれども、収納率は昨年より一・三％ぐらい全体で上がっているようです。まだ発行残があるようですけれども、三月の税収見込みというのはまだわかりませんでしょうか。

○村山国務大臣 まだはっきりしたところはわかりませんが、二月段階で推定いたしますと、ほぼ大体予算どおりいけるんじゃないか、場合によりまして少し上りいけるかもしれないというよう

な感じでございます。

○永原委員 五十三年の発行計画というのは一体どういうふうになっているのか。この前大臣から、民間資金需要も勘案しながら考えたいというお話がございましたけれども、もうすでに四月も半ばを過ぎておりますので、ある程度の計画は持つていらつしゃって、月別にお立てになっているのではないかと思います。いかがでしょうか。

○田中(敬)政府委員 すでに五十三年度の国債につきましては、四月に一兆三千億程度発行するということをシ団と先月末契約をいたしまして、目下それは進んでおります。

五月以降どうかという問題でございますけれども、本年度国債発行額は御承知のとおり、十兆九千八百五十億でございます。従来、過去の例からいたしますと、大体上期にその年間予定額の六〇〇近く、下期に四〇〇程度というものを発行した実績がございます。本年度、五十三年度の発行計画につきましては、いま御審議いただいております特別債法案がまだ成立いたしておりませんので、この成立を待ちまして、引受シ団と財政当局との間で相談をいたしまして、年間上下どれくらいにするかという大まかな方針を決定させていただきます。来月のいわゆる頭取クラス世話人会と申しますシ団と財政当局との協議の場において決めていきたいと思っております。たゞ、それに基づきまして、月々の発行をどうするかということは、上下の大小が決まりましたから決めたいというふうに考えております。

○永原委員 この公債の発行計画と公共事業の契約、これとは何か関連がありますか。

○田中(敬)政府委員 特に関連性は持たせておりません。

○永原委員 昨年の月別の契約状況を見ていきますと、前期、公共事業は七兆四千八百九十億、建設公債の発行額が四兆四千九百六十一億。これは契約状況が即国費ではないと思ひますので、半分程度いつていてどうか、そういうことになるかと、現実に建設公債であるか特別債であるか、こ

れは資金繰り上は差別はつかないだろうと思ひますけれども、こういうものについて、公共事業と均衡をとりながら発行をしていくというお考えはないでしょうか。

○田中(敬)政府委員 私どもが四公債の発行をいたしますときには一番問題になりますのは、たとえば公共事業が、現在のような経済情勢ではそういうことはございせんが、繰り延べをされるというふうな事態がございまして、公債発行対象経費を超えて建設公債が発行されるというふうな事態が起りかねない経済情勢の年もあるわけでございます。そういう意味におきましては、公債発行対象経費を超えないように四公債を発行していくという点には留意をいたしますけれども、いま特別債並びに四公債が一緒に発行されております現状におきましては、これはすべて資金繰りの問題でございますので、公共事業の上期施行促進というふうなことにあわせて四公債の発行をどうするかということ、発行計画は考慮に入れないで現在までもやっておりますし、今後もそれでいいのではないかとこのように考えております。

○永原委員 一般財源のものを特別債として考えていくと、経常部門と投資部門とを分けて、経常部門については特別債依存度をなるべく少なくする、こういうふうなお考えで進んでいらつしゃる。そういう中で、建設公債は公共事業財源ですから幾ら出してもいいのだということとどんどん出していきますと、問題が起ってくるという気がするのです。特に特別債について非常に神経質になつていらつしゃいますけれども、買い手の方では、特別債であろうと建設公債であろうと区別して買うわけではございせん。こういうものについて、本当に建設公債あるいは特別債をお分けになる理由というのが何だかそこで混乱してくるような気がするのですが、いかがでしょうか。

○村山國務大臣 いま理財局長が答えましたのは、資金繰りの関係でございまして、予算の効率という問題から申しますれば、やはり分けて考えることは当然だろうと思ひうのでございまして。人件

費であるとかあるいは普通の経常経費、それを借金で賄つておるといふ状況、それはやがては将来の租税負担につながる問題でございまして、これは消化ができようがございまいが、本来早くなくすのが当然だと思ひうのでございまして。したがって、分ける意味もありまして、もう一つ考えてみますと、経常経費というものはやはり計画的にたとえば歳出を決めていかなければ、景気的情勢で急に変わるというところはできないものでございまして。これに反しまして、社会資本に充てます四公債債というものは、景気等幾らでも調整できるわけでございます。それは地元の人、いや、おくれで大変だということになりますけれども、日本経済全体として考えてみますれば、その問題は、資金需要が民間で起きてきたときには、当然そいつもやるのだということになります。これは大変な話でございまして、需要超過の状況が出るわけでございますので、その両面から言ひまして、やはり区別して考えることは必要ではありましようし、今後ともまたそのように考えてまいりたいと思ひうるところでございまして。

○永原委員 いまお話ししましたように、買い手側は少しも差別して買つておりませんので、確かに財政支出の面からすると節度を持つてやるということは必要だと思ひます。これは理解できます。ただ、こういう面でも三月の予算委員会に御提出になった資料、できるだけ早く特別公債依存の財政から脱却することが先決だというように書いてありますし、毎々大蔵大臣もおっしゃっていることとすけれども、財政収支試算のケースCによつて、いろいろ特別債の返還について苦慮している姿が打ち出されておりますが、六十三年三兆一千八百億、六十四年五兆九百億、六十五年三兆八千五百億、六十六年一兆九千億、こういうのが予算繰り入れをなされなければ償還が十分いかないというふうなことがございまして、一体こういうものが、六〇〇経済の成長があつたにしても、予算規模が拡大するにしても、将来財政運営上のネックにはしないか、こういう気がしてしよ

うがないのですが、本当にこういうものが予算繰り入れ可能でしょうか。そういう点についての御意見と、それから、こういうものも平準化していく必要があるというところで、資料の二の方では、五十一年の、四十一年の、三十一年の、一とずつと数値を変えて繰り入れをなさつておりますけれども、ああいうことをなさる前に、借りかえをしたならば一挙に繰り入れというのは消えるのじゃないか、六十年で返していけば消えるのではないかと気がしますけれども、どうしてこういうものにおこたわりになるのか、その辺の気持ちを伺ひたいと思ひます。

○山口(光)政府委員 予算委員会にお出しいたしました資料に基づいてのお尋ねでございまして、はなはだ大胆な仮定を置いた試算でございまして、このとおりになるという話ではございせん。

ただ、考え方といたしましては、ただいまお話がございましたように、六十三年以降償還のために予算繰り入れが必要になる時期がこの試算では出てくるというところでございまして、そこで、財政負担が短期間に集中してくるということに對して何らかの備えが必要ではないかという御議論があつたわけでございまして。

そこで、試算、二つお出しいたしております、その二の方は、これもはなはだ大胆な仮定でございまして、その負担を平準化するために、五十七年、特別債依存から脱却するといつたしまして、五十八年度以降前広に繰り入れを行つていくという姿を描いていられるわけでございまして、何らかの財政負担の平準化のための工夫をしていかなければならないのではないかとこのことを考えておるわけでございまして。

そんなことならば、特別債についても借りかえをしたらいいじゃないかという御議論、これは永原委員、前にも御指摘いただいた点でございまして、けれども、この委員会でもかねてよりいろいろ御議論がありました。従来から私どもは、特別債依

存からなるべく早く脱却し、財政の節度を維持したいという、いわば悲願を込めましてそういう決意をあらわすものとして、借りかえはしないんだという態度をとっていきたいということを申し上げておりますし、法律にもその趣旨を規定するということまでさせていたしておるわけでございますので、その点は御了解いただきたいと思うわけでございます。

○永原委員 終わります。

○大村委員長 本会議散会後に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四十六分休憩

午後三時四十四分開議

○大村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き、昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律案を議題とし、参考人から意見を聴取することにいたします。

本日御出席いただきました参考人は、社団法人公社債引受協会会長植谷久三君、社団法人全国地方銀行協会副会長馬瀬清亮君、日本銀行副総裁前川春雄君の各位であります。

この際、参考人各位に一言申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会におきましては、目下、昭和五十三年度における財政処理のための公債の発行及び専売納付金の納付の特例に関する法律案を審査いたしておりますが、本案につきまして、参考人各位のそれぞれの立場から忌憚のない御意見を述べさせていただきますようお願いいたします。

なお、御意見は十分程度にお取りまといいただき、その後、委員からの質疑にお答え願うことにいたします。何とぞよろしく願います。

それでは、まず最初に、植谷参考人からお願い

申し上げます。

○植谷参考人 ただいま委員長から御指名をいただきました公社債引受協会の植谷でございます。

本日は、昭和五十三年度の公債の発行の特例に関する法律案につきまして、意見を述べようようにとのことでございますので、証券界の立場から所見を申し上げて、御参考にお供したいと思っております。

さて、私から改めて申し上げるまでもなく、わが国経済の現状は、長期にわたる景気低迷によりまして、国内では失業、倒産などの摩擦現象を生み、外との関係では国際収支黒字を増幅しまして、円高に拍車をかけているということではないかと思っております。

先般成立を見ました新予算は、公共事業費の大幅増加を中心に内需の拡大を図ることによりまして、いま申し上げましたわが国経済が直面しております難局に対処しようとするものであり、適切かつ妥当な政策選択として高く評価するものでございます。

ただいま申し上げましたような内需の拡大のための牽引車としての役割を財政に期待せざるを得ないという絶対的な要請があり、その反面、長期にわたる不況から税収が伸び悩んでいるという厳しい現実がございます。したがって、五十三年度予算と表裏一体の関係になっております財政特例公債法による四兆九千三百五十億円の国債を発行することも、やむを得ないのではないかと考えております。

特例公債の継続的発行につきましては、私どもが申し上げるまでもなく、健全財政という見地から見て問題なしとするわけではございません。それだけに現下の不況から早期に脱出し、財政再建を図ることが強く望まれるわけでございます。そのために、政府におかれましては、先般昭和五十三年度予算に盛り込まれました各種公共事業の早期円滑な執行を図ることを決定されたわけでありまして、その裏づけとして、国債も年度を通じての計画的発行が可能となるように、本財政特例公債法案の早期成立をお願い申し上げる次第でございます。

でございます。

いずれにいたしましても、私ども証券界は、建設公債とあわせまして、特例公債につきましても全力を挙げてその消化に取り組み、財政の円滑な運営にいささかなりともお役に立ちたいと考えておる次第でございます。

次に、私ども証券界が担当しております国債の個人消化につきまして、近況を御報告申し上げます。ととも若干のお願いを申し上げます。委員各位の御理解を賜りたいと存じます。

昭和五十二年におきます国債の市中公募額は、利付国債によるものが八兆五千七百億円であり、割引国債によるものが二兆九百億円でございましたが、私ども証券界は、そのうち、利付国債では前年度比倍増に当たり二兆六百六十億円を、割引国債ではその全額を引き受けまして、個人を中心とする一般消化を行ったのであります。市中公募額に占めるシェアで申し上げますと、利付国債の二四・一％を、また割引国債を合わせますと二六・六％を達成いたしましたわけでございます。

五十二年度は、総じて良好な消化環境が続いたことに加えまして、当局におかれましても発行条件について市場実勢に対して十分配慮なされたこと、また、私ども業界を挙げて国債の消化に取り組まれましたこともあって、おかげをもちまして、先ほど申し上げましたような結果をもたらすことができたわけでございます。

私ども証券界としましては、このような実績を踏まえまして、五十三年度におきましても、前年度を上回る国債の消化ができるように懸命の努力をいたしたいと考えている次第でございます。

しかしながら、私どもの努力はもちろんでございますが、そのためには、前年度に引き続きまして委員御各位並びに発行御当局の温かい御理解、配慮が何よりも必要でございます。ここに重ねて何分の御協力をお願い申し上げます。

以下、幸い発言の機会をいただきましたので、

この機会をおかりいたしましたして、個人など一般投資家との接点に立っております私ども証券界の立場から、国債について若干のお願いを申し上げます。委員各位の御理解をいただきたいと存じます。

その第一は、国債の発行条件を流通市場の実勢に基づいて弾力化し、投資対象として常に魅力あるものとしておくことでございます。

今回の息の長い金融緩和の過程におきまして、国債の発行条件は七回にわたって改定が行われたものであります。その引き下げ幅はおおむね市場実勢を尊重した妥当なものであり、その結果として、金融緩和にも支援されまして個人消化の急拡大を達成することが可能であったのでございます。

最近のわが国経済の状況から推測いたしますと、国債を含めまして債券の需給関係は、当面は比較的平穩に推移するものと考えております。しかしながら、今日のわが国の公社債市場は、基本的にはかつてない公共債の大量発行下にあります。今後の景気回復の動向、資金需要の盛り上がりいかにによりましては、流通利回りが上昇するという事態も十分想定しておく必要があろうかと思っております。そのような環境変化に対応いたしまして、貯蓄手段としての国債の魅力を持続し、消化を常に円滑に進めてまいりますために、また国債発行の健全性を維持するためにも、発行条件を市場実勢に即して設定されていくという慣行が継続されることが肝要と存じます。

その第二といたしましては、発行種類の多様化、税制面の配慮等による投資対象としての魅力の向上でございます。

国債が魅力ある金融資産といたしまして、広く国民各層に保有されてまいりますためには、いま申し上げました発行条件の適切な設定が基本となるわけでございますが、これに加えまして、国民の多様なニーズに応じられるよう、個人消化を主眼とした発行形態の多様化が望まれる次第でございます。この点に關しましては、従来から国債の個人消化拡大等の観点から、大変建設的な御議論

をちょうだいしておりますが、今後とも引き続き積極的な施策をお願い申し上げる次第でございます。

また、国債の魅力づくりという点に関連いたしまして、税制上の諸般の施策についても御配慮を賜りたいと存じます。

なお、最後に国債の流通市場につきまして若干触れさせていただきますと存じます。

御高承のとおり、公社債の流通市場は、近年急速に拡大を見せられておりまして、昭和五十二年の店頭売買高は全体で百三十三兆円という大きな規模に達しております。この中にありまして、国債の売買高は同じく五十二年の場合、前年度に比べまして七倍弱の大幅な増加となり、約二十二兆円に達しておりますが、これは公社債全体に占めます比率では一六・三％と利付金融債、縁故地方債に次いで三番目の地位を占めるに至っております。ことと本年三月におきましては、公社債全売買高の二四％を占めるに至っております。今後発行残高の累増に伴いまして、国債の売買高はなお一段と増大し、名実ともに公社債市場の中核となることはさほどの時日を要しないところと存じておる次第でございます。

そうした中におきまして、国債に対しまして国民の信頼を高めますとともに、国債を個人金融資産の中核として定着させてまいりますためには、国債流通市場の整備が重要かと存じております。

私も証券界といしましては、従来にも増してこの点に真剣に取り組んでまいる所存でございますが、いづれにいたしまして、市場整備の基本的方向としては、なるべく幅広い需給の投合を図ることであると確信いたしております。また、これがひいては安定的な価格形成に連なるものであると確信しておる次第でございます。こうした見地から、発行面の改善とあわせて、流通金融の一層の拡充等流通円滑化のための諸施策を推進していただくことが肝要かと存じます。委員各位並びに関係御当局の御理解、御配慮をお願いし

たい次第でございます。

以上をもちまして私の陳述を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○大村委員長 次に、馬瀬参考人をお願いいたします。

○馬瀬参考人 御指名をいただきました全国地方銀行協会副会長の馬瀬でございます。

諸先生方には、私も地方銀行六十三行の会員が日ごろ各地で何かとお世話になっておりますことを、この席をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

また本日は、財政特例法案につきまして私どもの考えを述べる機会をお与えいただきまして、まことに光栄に存じております。

さて、本問題に触れます前に、私どもの営業基盤であります地方経済の状況につきまして、若干述べさせていただきますと存じます。

私どもは、毎月半ばごろに六十三行の頭取の集まりを持ちまして、その際に、全国各地の経済、金融等の状況につき意見交換をしておるわけであります。今月も先週水曜日の月例会におきまして意見交換を行いました。

それによりますと、最近の地方経済は、公共事業が年度末の集中発注等から高い伸びを示しており、建設、同関連資材等公共事業関連の動きがかなり活発化しております。また、一般の民間企業におきまして、長期にわたる減産体制等の効果が見え始め、在庫調整が進捗し、市況に持ち直しの気配がうかがわれる品種が増加するなど、ほぼつ明るさが見え始めております。

しかしながら、個人消費、設備投資等の国内民間需要が依然として伸び悩んでおり、加えて、地場産業、地方中小企業の輸出の伸びも円相場の急騰などから鈍化しておりますため、大方の企業ではいまだに減産体制を続けており、一部には減産強化の動きさえも見られるなど、業種、品種、企業間の明暗が一段と拡大しており、景況は総体として依然として盛り上がり欠け、企業の採算、収益面、雇用、企業倒産等の局面に厳しさが続い

ております。

一方、こうした中で、三月から四月にかけ、公定歩合に続く長短金利の引き下げが実施されたこと、経済対策閣僚会議で七項目から成る経済政策が打ち出されたこと、公共事業等に重点を置いた昭和五十三年度政府予算が成立したことなどから、企業マインドにはここに来てやや明るさを見せる動きも始めております。

しかしながら、こうしたやさきに円相場が二百十円台に急騰しましたため、輸出関連の地場産業、地方中小企業では、生産工程の見直しによるコストダウンに努めるなど、変化する情勢に真剣に対応しようとしておりますが、円高の先行き不透明による成約不振等から、当面は採算より円相場の安定が先であるとの声が一段と高まりを見せております。また、総じて国内民間需要の先行きが不透明で、いま一つ盛り上がり欠ける状況が続いておりますため、政策御当局の一段の景気浮揚策が期待されているのでございます。

このような観点から、さきに成立いたしました昭和五十三年度予算を拝見させていただきましたと、厳しい財政事情の中で、景気浮揚に格段の配慮が加えられているものと存じます。特に財政支出の内容を見ますと、公共事業等関係費に重点的に財源が配分され、前年度当初予算比三四・五％増となっておりまして、十分に景気刺激効果を指向されたものと存じます。

先ほど地方経済の現況の中でも申し上げましたとおり、公共事業関連を中心にやや明るさが出てきておりますので、昭和五十三年度予算成立に伴い、適切な財政運営によりまして、切れ目なく景気浮揚策を推進されますようお願い申し上げます。

同時に、財源の乏しい財政環境のため、総額十兆九千八百五十億、うち四兆九千三百五十億の特例国債の発行が予定されておりますが、景気浮揚とそれによります内外不均衡の是正という当面の重要課題を達成いたしますため、やむを得ないものと存じ、その消化には十分御協力申し上げます。

る所存でございます。

また、御高承のとおり、地方財政におきましても、大幅な財源不足が続いておりますため、私も地方銀行といしましては、地域の中核的金融機関として、国債のほかには大量の地方債をお引き受けしなければならぬという大きな役割がございまして、長年の歴史を通じ、地方財政のお手伝いをしてまいりました地方銀行といしましては、国債と地方債とは重要度におきましては不可分一体のものと考えざるを得ないわけでございまして、地方債のお引き受けにつきましても、この意味におきまして従来同様御協力申し上げることをこの際つけ加えさせていただきますと存じます。

しかしながら、近年における国債、地方債の発行量並びに財政の依存度はきわめて高く、公共債の大量発行に伴う問題点につきましては、十分な御配慮がいただきたいと存じます。

その一つは、財政の硬直化の問題でございます。次には、インフレーションとの関係でございます。さらに第三には、クラウディングアウトの問題でございます。以上は、いずれも諸先生方がすでに十分審議を尽くされた問題であらうかと思っておりますので、時間の節約上、私は内容の陳述を省略させていただきます。

以上、財政特例法案の問題などにつきまして、私どもの考えを述べさせていただきましたが、せっかくの機会でございますので、最後に、最近の地方銀行の経営姿勢等につきまして、若干御報告を申し上げます。

地方銀行は、それぞれの歴史と特徴を持つそれぞれの地域に生まれてきて、そこを主たる営業地盤とする銀行でございます。つまり、こういう意味で地域に密着し、また拘束されてもいる銀行でございます。地場産業、地域の方々を含む地域社会とは運命共同体的関係にあるのでございまして、そのため、地域社会の盛衰には、他のいかなる金融機関よりも真剣に対処せざるを得ず、それ

御清聴まことにありがとうございました。

○大村委員長 次に、前川参考人をお願いいたします。

一方、国際収支の動向でございますが、輸出は円高の価格引き上げ効果がございます、依然高水準を保っております一方、輸入は国内経済の停滞を映しまして、不振が続いております。この結果、昨年度の経常収支の黒字は、昨日発表がござ

その第一は、現在国債の増発が必要であるわけですが、これを契機に国債発行に対する

○大村委員長　以上で参考人からの御意見の開陳は一応終わりました。

○大村委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。佐藤観樹君。

○佐藤(観)委員 参考人の皆さん方には、大変お忙しいところを当委員会のために御出席をいただきまして、ありがとうございます。

早速でございませうけれども、いま前川副総裁からもお話がありましたけれども、これから五年くらい十兆円規模の国債というものをある程度われわれは頭に置いていかなければならぬと思うのであります。そういうことを考えますと、いまお話がありましたように、発行条件の弾力化、それには、市場の実勢に合ったものを用いることがやはり一番基本になるだろうと思うのであります。これだけの額になりますと、どんなに国が御用金申し受けてやってみても、これはいまの経済システムの中では十分いかならぬと思うのであります。その発行条件は当然、流通市場の状態によるわけでありませう。

そこで、植谷参考人にまずお伺いをしたいのでございませうけれども、陳述の中でも最後の方で、国債流通市場の整備が大変重要かと思われるというところを述べていらつしやいます。それに関して少しお伺いしたいのでありますけれども、いま国債の売買に当たりまして、取引所を通すもの、それから店頭で売られるものがある、この取引所で売買されるものの比率が、すでに一割を割って〇・五割ぐらいにまで落ちてきているのではないかと、思うのであります。そういうことを考えますと、売買されるけれども、その値の基本になるところの取引所価格というものは、わずかにたしか〇・五割ぐらいのものが代表選手で取引所で値づけがされる。本場にこれが国債の売買価格だらうかということについて非常に疑問を持つわけでありませう。

ただ、国債に限って結構でございませうが、国債の売買については、非常にロットが大きいものですから、なかなか市場が形成しにくいというような問題があるかと思ひますけれども、この辺のところは、ある意味では四大証券に少し偏り過ぎないかという問題とも少し絡んでくる問題だと

思うのであります。

しかしいざいざにしろ、これからなおかつ公社債市場の育成を言い、あるいは発行条件の弾力化、その背後にはなるべく実勢価格に近いものをと言うときに、わずかに取引所では売買される額の一定を切るようなものしか取引をされない、それが値段ですというものが、本場に熟したというか練れたというのですか、実勢価格と言えらるだらうかということについては私は非常に疑問を持つのであります。この点について、いろいろシステム等もあるようでございませうので、いまの実情と、それから店頭に戻るものあるいは取引所を通すもの、これがどういう仕分けになつていくか、その辺のシステムをちょっと御説明いただいて、植谷参考人におかれましては、いまのこの売買市場というものはこれのままでいいのだらうかということについてはどういふふうにお考えになつておられるか、まずその点からお伺いしておきたいと思ひます。

○植谷参考人 お答え申し上げます。

ただいまの佐藤先生の御質問、私まことにごもつともだという気がするわけでございます。確かにいふゆる取引所取引が店頭取引に比べて非常に少ないというところは事実でございます。

ただ、このことをちょっと御理解をちょうだいしたいと思ひますのは、これは株式取引と多少違ひまして、いまも先生御自身でおっしゃつていただきました、大きな機関投資家の取引になりますとロットが大きくなる。そのために、そのときにちょうどたまたま大きな買い手があれば、これは価格の問題はありますけれどもすぐつなげるわけですから、実際はそうタイミングよくいつともいうわけにはいかないのでございます。これは私も戦前にも、本場の自由取引時代にもずいぶん経験いたしてまいりましたし、それから、たゞいま外国の一番自由に行われていふと言われるアメリカ市場においても、やはり似たり寄つたりという言葉になりますけれども、そういう状態でございませう。それは多少、債券の性質から来るものだというふうには御理解をちょうだいしたいのです

が、しかし、それだからといって、少なくともいいということではない、できるだけ多く取引所取引が行われることが好ましいと思ひます。

と同時に、店頭取引と申しますと、何となく取引所とは全然別個な、離れたように普通御理解になるのはあたりまえだと私も思ひます。ところが、取引所取引の値つけというが、そこにおける仮に金額は小さいけれども、そこにも売買は、店頭というかその背景になる経済の中で、たとへば最近金融機関からどうもかなりの売りもその希望があるやうなどうかといったやうな、実際のそれを含めて私は市場と言つていいと思ひます。すけれども、そういうことを常にみんなが頭に置いて、その中で実際の適切な程度の、それは小さいと言われながらも、そういうことも、場取引が行われるというのを実情でございまして、したがって、本場のことを言ひますと、実際の大きな機関投資家の売りものなら売りものがばかんと出て、仮に無理にそこで何か値をつくり上げるといふことの方が、場合によっては、きわめてゆがんだという言葉は適切かどうかわかりませんが、これも、実情に合わない値段が成り立ち得るのでございませう。むしろそういう背景を考えながら適正な取引が行われる、そういう意味で、比較的適正な値つけ市場というふうにはむしろ御理解願つた方が、私は正しいのではないかと気がするわけでございます。

したがって私どもは、そういう場合に、取引所取引もできるだけ多くするように、われわれ現に取引所並びに証券業協会等におきまして、特別委員会までつくつて、できるだけ改善をして、できるだけ多く無理のない形で集中できるように検討中でございます。したがって、そのことは今後できるだけのことはしたいと思つておりますけれども、しかし、先ほど御説明申し上げたやうに、店頭取引と切り離されたものではない、非常につながつたものであるというふうには御理解をちょうだいいたしますと、両方合わせて全体の量ができるだけ多くなりますように、そういうことによつ

て、本場の経済の実態が債券を通じて反映されるということに結びついてくるわけでございます。

私どもとしては、そうすることによつて初めて、その取引が多くなればなるほど、両市場を合わせまして、店頭も含めての話でございませうけれども、債券市場に多く集まれば集まれば、その値段が練れた値段と言ひましようか、信憑性の高いという言葉になります。とにかく御理解いただけたと思ひますが、つまり本場の経済の実情を反映した市場機能がそこに生まれて、十分機能するやうになるということにならうかと思ひます。したがって私どもは、市場を通さない、金融機関とかあるいは大きな法人などの動きにおいてパイパスのやうに市場を抜け通つていくやうな形になるべく少ないやうにしたいだきたい。そうすることによつて、本場に日本の経済をしよつていく、あるいはブライスマカニズムが十分機能するやうなものになり得るのではなからうかというふうには考へておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 確かに債券の場合には、株と若干性格が違うことは私もある程度理解できるのであります。しかし、われわれはどうしても頭で考える。社長の場合には、その世界で生きていらつすわけですから、若干感覚が違うかと思うのでありますけれども、いざいざにしろ、いろいろ条件はあるけれども、一割ぐらゐで値がつけられていふというものが今後このまま続いていいということにはどうもならぬと私は思ひます。

もちろん店頭価格については、これは大蔵省がどうか、正式には取引所が指導しているというところになると思ひますが、二割の枠がついておられますから、その意味では全く独自の価格がついていふわけじゃないと思ひますが、いざいざにしろ、私も実は委員会のときに、株の直取引についてもいかになるものかという疑問を呈したのでありますけれども、国債についても、銀行が保有国債を売れるやうになつた、それが直取引をするということにどんなになつてきますと、別のところでは価格形成の要因が動いてくるんじゃないだろ

うか。やはりこれは原則、書生っぽい議論かもしれないが、やはりロットが多すぎて一度取引所に入れて、そして中小の証券会社も、そこから必要な債券については買おうと思えばお客の要望で買えるというような市場をつくることの方が、長い目で見ては本当のいわゆる練れた価格、実勢価格というものができるのじゃないだろうかという気がしてならぬわけでありませう。

しかも、これはどこまで本当だかわかりませんが、取引所の規定ですか、あるいはこれは証券業協会の規定にもあると聞いておりますけれども、現在二%の店頭価格の値幅制限を撤廃しようという動きも聞いておるわけでありませう。もちろんこの問題自体については両面がありまして、大蔵省がなるべく安い利回りで国債を減らそうという意図でこういうものがあるという意味もありませうから、その意味では、外すこと自体は実勢に合うということにもなりませうけれども、片面ではまた、別の要因で店頭価格が取引所を通じた価格と違うというのも、これから国債時代に入っていく財政の中で決していくことではないかと思うのです。

その意味で、証券界の中にも、取引所を中心にした委員会と証券業協会と二つ、この問題についての研究機関があつて、どうも目玉焼きの目が二つあるみたいで、両方議論があるやに聞いているわけでありませうけれども、これは店頭価格を自由化することがいいかどうかとも絡んできませうけれども、いずれにしても、一%未満の取引所取引がなされているのを、その価格を横目に見ながら上下二%の幅で価格が決められるというシステムは果たしていいかなものか、どうにも疑問が消えないわけでありませう。その点について再度伺いをし、次の問題に移りたいと思つたのです。

○植谷参考人 お答えいたします。

御趣旨には、私も全く同様の考え方を持っております。したがって、先ほども申し上げましたように、できるだけ取引所取引に集中し得るように努力をしたいということで、いまも先生が御指摘

になりましたように、取引所の方でも、それからメンバーがかなり重なっているのですから、別々といひましてもその別のあれではないのですけれども、業界の方でも、公社債特別委員会を持ちまして、現に私その委員長のやられているわけでございますが、そういうことで鋭意検討しているわけでございます。

しかし、くれぐれも申し上げるというか、御理解をちょうだいしたいのは、取引所取引と余り別個ではないということでありませう。それだからといって、もうこれでいいのだということではございませう。先生と同じような考え方のものとできるだけ取引所に集中したい、こういうふうにお考えしております。

○佐藤委員 次に、いま金融が非常に緩んでいるものから、債券に余った資金が非常に集中をして、ある程度値が高くなりまして、今度には株に集中しているという状況ではないかと思つて、それに関連して私が非常に心配をしてゐるのは、前川副総裁も言われましたし、政府自身も言っておるわけですが、ある程度これ六月ぐらいで在庫調整ができて、これから企業が動き出そうあるいは設備投資をしようというふうになったときに、いままでは確かに資金的に若干余りがあつてそれで国債を買つていたが、どうしても資金が必要になつてくると当然国債を売るといふことになるわけですね。そうなつてきまると国債の価格が下がつてくる。それが一つのはずみになつて、簡単に言えば暴落というのですか、そういう危険なしとはいへないと思つたのであります。その辺のところは日銀として、ショックをやわらげるのに一体どういう手だてを考えられるのか。日銀がかなり買い支えに入つてゐるのか、あるいは大蔵省の国債整理基金特会を使つて買いに入つのか。日銀の指導で銀行が入るといふことも、やり方としてはできないこともなかつたと思つたが、暴落を続けるようなものについて銀行が、そうでなくとも苦しいときに手を出すわけはないと思つたのです。等々考えますと、いずれにしろ万

が一、暴落などということでは個人の金融資産に、国債を持つていたことによつて大きな穴があいたということになりますと、先を見通したときに大変な問題になつてくると私は思ふのであります。その意味で、確かにいまは高価格を維持しておりますけれども、経済が本格的に動き出したときに、やはりそれに備えておくだけの必要がある。金融政策としても、それを担当する証券側にも、あるいはそれを持つていらつしやる地銀の方におかれましては、これは大変な問題だと思つたのです。その辺のことについてどういふふうにお考えになつてゐるか、順序はどなたからでも結構でございますけれども、そのお考えについて伺ひしておきたいと思ひます。

○前川参考人 公社債の市場価格が金融の繁閑に応じて変わるということはある意味で当然なことであると思ひます。また将来、そういう単なる資金需要の増高というだけでなしに、政策的に金融をだんだん引き締めしていくという場合には、必要であらうかと思ひます。そういう場合には、保有されておる公社債が売られるという事態は当然予想されるところでございませう。ただ、金融の繁閑に応じて、あるいは政策に応じて公社債の価格が変動するということ自体は、むしろ公社債市場の特色であらうと思つたわけでありませう。そういう価格の変動を通じて公社債市場全体の需給が調節されていくということであらうと思ひますので、そういう効果が出ますこと自体、私も決して不健全な状態であらうというふうには思つておりませう。そういう市場のメカニズムを通じてこれから経済が運営されていくということは、むしろ望ましいことではないかと考えておるわけでございます。

そういうふうにお申しでも、ただいま佐藤先生から御指摘がございましたように、過度に値段が下がる、市場が混乱するといふことはもちろん望ましくない事態でございませう。ただ、そういう事態を想像いたしますと、そういう事態は恐らく経済活動が非常に盛んになつてきたということであらうと思ひます。そういう事態におきましては、そういう経済活動の活発になりましたことがむしろ過度にならないように、私ども金融政策なり何なりを講じなければならぬであらうと思ひます。企業あるいは金融機関が持つておる公社債を売るといふ事態は、それ以外の資金需要が非常に強いときでございまして、その資金需要が強い状態を健全な範囲にとどめる、あるいはそのときの経済状況に応じて妥当だと判断をされる範囲にとどめるということが私どもの役目でございますので、そういう場合には、金融機関の融資なり何なりにつきましても金融政策の面から十分配慮してまいりたいと思ひます。

いま申し上げました過度に市場が混乱するほど価格が暴落するといふ事態はもちろん避けなければならぬわけでございますが、そういう事態に対処するには事前に、いまだ市場全体の消化について十分配慮しておられなければならないといふふうに思ひます。そういう意味で、あるいは機関投資家の育成であるとか、それ以外の公社債市場全体の整備を図りまして、市場全体の厚みをつけておくということが必要ではないかといふふうにお考えしております。

そういう意味におきまして、相場の変動が大きいかという理由で、私どもが相場支持のために買い支えに出る、私どもと申しますか、政府も含めてであらうといふふうに思ひますが、そういうことは、むしろそれに対応いたしまする通貨の増発になりますので、そういうふうな経済状況が非常に活発になりましますようなときに、さらに通貨の増発を図るというふうなことは、あるいは不適当なのではないかといふふうにも想像しております。そういう意味におきまして、過度の変動といふことに対しては、もちろん事前にいろいろ考えなければならぬことではございませうが、それに対しては、価格の変動があつたからといって、安易にこれの価格支持を行つたことにつきましては、私ども非常に消極的に考えておるわけでございます。

○植谷参考人 お答え申し上げます。

ただいま前川副総裁がおっしゃったことに基本的には、基本的にはというよりも全く同様の考え方でございますが、私は別な角度から多少お答え申し上げたいと思います。

先生の御指摘のように、仮に異常な下落がありまして場合には、もちろん国債整理基金の活用だとか、あるいは日銀による買いオペといったようなことも、場合によっては必要なこともあるかと思いますが、やはりその前に基本的な重要なことは、前川副総裁も触れられました、消化をどういうふうにするかといったようなことが一番重要なことだと思っております。その中で、消化というところ、ことに個人に広く消化しておくということは、むしろきわめて安定的なもので、経験的に言ってもこれまたそういうことが言えると思っております。

その場合に、なお前提としてどういうことが必要かといふと、ことに今日のような国債市場、公社債市場にとっては恵まれた環境の中で、十分信頼のおける国債価格であるということとを国民大衆に広く浸透しておくことが一番重要なことで、それに関連しまして、先ほど申し上げました市場の幅を大きくする、厚みを大きくするということは、国債というものの価格といましようか、信頼性をきわめて高めることでございまして、どういふときにおいても自由に売買ができるのだ、しかもその値段は大量の売買によって練れているのだということをいまのうちに基礎づけていくことが一番必要なことで、そういうことによつて初めて国債に対する信頼ができる。

多少の値の動きは、これはもう当然のこととございまして、そのときの金融政策その他によつて動くこととございまして、むしろこれを固定的にというか、らしくしてしまふことこそ、非常に危険なことであらうかというふうには私は考えておるわけでございます。したがって、それに付随しまして、たとえば証券会社のディーラー機能というふうなことも、いざというときにももちろん何ら

かのお役に立つことだと思ふのですけれども、したがって、そういうことの流通金融等にも御配慮をちょうだいしたいような気がしておるわけでございます。

いずれにいたしましても、国債に対するそういう信頼を積み重ねることによつて、非常時にどういふことがあるか予測はつきませんけれども、通常の意味でしたら、国債の利回りというものがあつて、それに対する信頼から、そう大きな暴落は、特殊な暴落は避けられるのではなからうかというふうには私は理解している次第でございます。

○馬瀬参考人 お答えを申し上げます。

ただいまの佐藤先生の御発言は、私どもも非常に身近に感じておるわけでございますが、経済の情勢が今後変わつてまいりましたときにどうすべきかということも、銀行としてもやはり考えておかなければならぬということも、私どもは日ごろいろいろ相談をしておるわけでありまして、御質問のございました企業が保有する国債の点で申し上げますと、現在企業が保有しておりますものは、比率から言いますとわりあいに低いことであるかと思ひますが、しかし額は非常にふえてきておるわけでございます。そういうことでありまして、経済活動が活発になりまして、これを資金化しなければならぬという場合がありまして、そういう御心配も一挙に表面化しないとも言えないのではないかと思ひまして、そういうことで銀行といたしましても、いまからその対策について十分考えておく必要があるかと思ひわけでありまして。

先ほどからもお話がありましたように、基本的な問題といたしましては、そういうふうな観点から、市場の実情に見合ったような発行をするということが一番いいわけでありまして、先ほどからも申し上げておりますように、こういう異常な情勢でございまして、なかなかさうもまいりません。

もう一つは、流通市場の整備という問題も先ほ

どから何處か出ておりますが、これを相当急いでやらなくてはならないというふうな感じを私は持つておるわけでありまして、そして広く安定した、国民各層に消化をしていただく、そういうような方式というものが、今後必要になってくるのではないかと、いふふうにも考えるわけでありまして。

なお、民間の資金需要が今後急速に高まつてきた段階におきましては、機動的に財政金融政策の運営が私どもといたしましては望まれるところでございまして、御当局の御対処をひとつお願いしておきたいと思ひます。

なおまた、金融機関の立場として申し上げますと、金融機関も相当多額の国債を持つております。国債だけじゃなくして地方債も持つておるわけでありまして、その値下がりが出てまいりますと、これは金融機関の経営にとつて大変大きな問題になるわけでございます。そういうことで、今後経理上の措置といたしましては、現在統一経理基準によつて指導され、そういう経理をいたしておるわけでございますが、この見直しも今後必要になるのではなからうか。いろいろさういふ点も関係行政当局にもお願いしたいというふうな考えでおるところでございます。要するにそのときそのときによつて大きく変動するのではなくして、ある程度長期的に見まして、一時的な市況の動きといふものと切り離した、取得価格方式といひますか、原価方式といひますか、そういうことによつて処理していただくことが、金融機関としては非常に都合がよろしいわけでございますので、さういふ点もあわせまして、諸先生方の御理解も得ておきたいというふうな考えをわけでございます。

るうちの事業会社が一兆八千八百億余ということ、非常に事業会社が伸びているわけですね。いま厚みのある市場と言われたのは、恐らく事業会社等のように、新しい資金需要でそれを売るといふことではなくて、たとえば官公庁の共済組合とか個人とか学校法人とか、こういった手がたいてい顧客というのですか、所有者をなるべく多くつくりたいことというところが、安定的な市場をつくるというところになるのじゃないかということだと私は思ふのでありますが、それに関連をして、もう少し国債の種類をふやしたらどうか。たとえばさういった安定国債保有者なるべくふやすためには、まあインフレの率もかつてに比べれば少なくなつたんでありますから、日本人の感覚で言へば十年でも長いと言へばさうかもしれませんが、もう少し十五年あるいは二十年の超長期の、しかも若干利回りのいい国債をつくつたらどうか。あるいは逆に三年ぐらゐの短期の国債をつくつたらどうか。これは当然郵便局の貯金とかあるいはその他銀行の定期とかさういったものと競合いたしますから、なるほどむづかしい点はあるかと思ひますし、償還の問題は一体どうするかという問題もありますので、いろいろ議論はあらうかと思ひます。しかしいづれにしろ、五年と十年、しかも五年は三千億足らずのものしか出てないといふことです。事実上は十年ものしかないに等しいわけですね。これで果たしていま言われたような厚みのある市場、あるいは安定的な所有者をなるべく多くつくつていくといふことは、非常に問題があらうかと思ひます。その点について、三者の御意見はいかがでございますでしょうか。

○前川参考人 国債の円滑な消化を図ります観点から、先ほど来いろいろお話が出ておりました、私も冒頭に申し上げましたけれども、発行条件がそのときどきの市場実勢を反映するように、これは基本的な点であらうというふうには思ひますが、それと同時に、いま先生お話がございましたように、投資家の需要にマッチした種類、期間その他

の条件でいろいろな種類のものが出てくる、そういうふうな多様化というわけでございますか、そういうことは非常に必要なことではないかというふうに思います。そういうことが結果的には公社債市場全体をむしろ広げることになるのだというふうに思います。

そういう意味におきまして、現在のように国債には十年ものの利付と五年ものの割引債だけしかないという状態は、必ずしもそういうふうな事態にマッチしたものであるとは言えないというふうに思います。海外でも、いま先生御指摘がございましたように、いろいろバラエティーがあるのが実情でございます。期間につきましても、非常に長いものもあり、また短いもの、中期のもの、いろいろ多様な種類が発行されておるわけでございます。そういう意味におきまして私も、そういうふうな投資家の需要にマッチした種類を、いろいろバラエティーを持たせるといふことは必要なことではないかというふうに考えます。

ただ、先生もお触れになりましたように、そういう金融資産につきましても、従来すでに出現しております債券と競合するわけでございます。その辺の問題も、やはり両方とも債券でございますので、どの債券の消化が悪くなってもぐあいが悪いわけでございますので、そういう債券との間の調和をどうやって図っていくかということ、は、なかなかむずかしい問題であろうかと思いますが、基本的な種類をふやすというところにつきましては望ましい方向であろうというふうに考えております。

○馬瀬参考人 お答え申し上げます。

大量に国債が発行されます折にこれを円滑に消化するためには、国債に魅力を持たせるといふことが非常に大事であろうかと思っておりますが、そのためには、もう一つは市場の整備育成が肝要であるということも先ほど申し上げたとおりであります。

そういう意味から言いまして、国債の種類の多様化という問題につきましては、引受者のニーズ

の多様性にこたえられるものとして、引受層の拡大につながる方策であろうかと思うわけでありすが、ただ問題は、期間をどの程度にするか、条件をどうするか、その辺のところが一つ問題であるかと思ひます。

現在国債の大部分が民間の金融機関によって消化されている実情もございまして、これが急速に個人消化に切りかわるということもなかなかむずかしいわけでありまして、そこで、その種類の多様化に当たりましては、金融秩序を乱さないというふうな配慮をしながら、逐次進めていただきたいというふうなふうに私も考えておるわけでございます。副総裁おっしゃいましたように、基本的には、そういうふうな多様化をいたしように、魅力を持たせ、そして消化を容易にするということにつきましては異存はございません。いろいろ各金融機関、銀行なら銀行としての、先ほど先生みずからおっしゃいました、定期預金あたり、二年ものとの関係はどう考えるか、そういう微妙な問題が実はございまして、ほかの業種の金融機関につきましても同じことが言えるんじゃないかと思ひますが、そういう点を十分御配慮いただきたい、かように思うわけでございます。よろしくお願いいたします。

○植谷参考人 お答え申し上げます。

先ほど先生が御指摘になりましたように、非常に安定的ないわば長い資金も十分にございまして、そしてまた国民の中には、比較的短い金もございまして、そういう意味で、とにかく金融機関あるいは機関投資家も含めまして、投資家のニーズというものは非常に多様でございまして、それだけに、それにマッチする、たとえば期限で言うならば、十年以上に長いものも、だんだんそれに対応していくようなかっこうになるんだらうと思ひます。それから、それからまた短い資金にも対応するものをお出しいただくことによつて、うまくそれがつながついていくことにならうかと思ひます。

したがって、それは私はなれと市場の発展の次第によつてそういうことがだんだん豊富になつてく

ると思ひます。市場がそういう意味で信頼されるようなものになるという意味は、先ほどお二人からお触れになりましたけれども、やはり何と云つても市場の実勢に応じて、その応じたかっこうで、そのつど、そのつどに条件を決定されて発行されるという慣行が国民の中にしっかりと定着いたしました。本場に信頼を持って、それぞれ長い資金には長いものが、短い資金には短いものというふうに対応できていくだらうと思ひます。

そういう意味で、私も証券界といたしましては、できるだけ多くの投資家のニーズにこたえられるようなものを出していただきたいということ、を、基本的にお願いしているような次第です。ただその場合に、たとえば長いもので、これが市場的にはやや制限されるというか、むずかしいものであるというふうなことになるか、これはかえつてやりにくくなると思ひますので、市場性が十分ついているという条件の中で、いま言ったような多様化が望ましいというふうな考えております。

○佐藤(観)委員 次のテーマとして、いわゆる国債の銀行窓販の問題について、御両者から見解をお伺いしたいと思ひますが、どうも窓販と言つと、何か露店で売っているという感じがして、私は一番最初のときから非常に不正確な印象を与える言葉だと思ひますので、それども、そこで私は「いわゆる」と言つたのであります。

その話の前提として、銀行も国債を売らせろという話が出た中では、もう証券界も個人消化もある程度限界に達したのではないかと、銀行側の一つの言い分であつたと思ひます。今度ほどのくらいやれるぞ、銀行さん心配するなということなのかどうか。

それともう一つ、馬瀬参考人にお伺いしたいのでありますけれども、地銀の場合には、特に陳述にもございましたように、国債ばかりではない、地方債のめんどろを見なければいかぬ。しかも先ほど大蔵省から数字をつくらせてもらったのでありますけれども、五十三年の一月末で地銀が保有している公共債が、国債が二兆八千二百六十四億、

地方債が一兆七千四百八十七億、もう国債の方がはるかに多くなつて、総資金量の一一・三％が公共債を持たなければいかぬというところで、都銀その他も大変でしょうけれども、地銀も地方債があるだけに何かと窮屈だと思ひますのであります。ただ、いま金融がこういう状況であり、また景気がまだ本格的に上にならないうというところで、何となく息をついているところがあるかと思ひます。たしか地銀の割り当てが一六・七％ぐらいだったかと思ひますのでありますけれども、これは資金量から言つて地銀の方にしてみればもう精いっぱい、とても従来どおりにはいかぬという状況なのか、その辺はいかがでございましょうか。

○馬瀬参考人 お答えをいたします。

窓口販売につきましても地銀の考え方をまず御質問いただいたわけでありまして……(佐藤(観)委員)「それをまた後でまとめて。後段の方を」と呼ぶ)「それでございまして。」

地方銀行としての引き受けの限界にきておるのではなからうかというふうなお話でございますが、現時点におきましては、民間の資金需要というものが非常に低調でございまして、そういうこともありまして、現時点においてはさほどの問題はございせんけれども、ただ、私どももいたしましては、地方に本拠を持つておりますからには、何といひましてもまず地方債、非公募債、縁故債と申しますか、これだけは歯を食いしばつても引き受けなければならぬ。そういうことで、私の方の例を申し上げて恐縮でございまして、当行の場合は一〇〇％一行でもって地方債は引き受けおるわけでございます。国債にいたしましては、先ほど申し上げましたように、これは地方債以上にさらに大きな、次元の高い問題であります。しかし、われわれから見ますと、全く不可分一体のものであるというのを申し上げたのであります。同じような意味におきまして、国債につきましても努力をして、今後ともその責めを果たしていきたいというところでございまして。

それにつきましては、前々からも御要望申し上げておるのですが、非公算債、いわゆる縁故債でございますね、これの流動化の問題を数年前からお願いしておったわけでございますが、いろいろと事情もございましてそのまゝになっておりますけれども、地方銀行としては、決してこれはあきらめておるわけではございませんので、今後民間の資金需要も活発になってまいりました場合においては、そういった地方債の流動化というものを考え、日銀の担保の資格にもしていただき、あるいはコールの担保にもとっていただけたらどうか、そういうようなこともって流動性を保ちながら、一般民間の資金需要にもたえていきたい、かように思っておりますのでございます。引き続き努力をして、両方とも引き受けるつもりでございますから、ひとつよろしくお願いいたします。

○植谷参考人 初めに、御承知になっておられると思いますが、私も証券界の個人消化の方は、五十二年度一つをながめてみますと、利付国債で二兆六千六百十億円、それから割引国債で二千九百億円、合わせて二兆三千五百六十億円を消化したわけでございます。これをたとえ四十九年度千七百八十億円、五十年三千五百七十七億円、五十一年度一兆五百十八億円、それからいま申しました五十二年度が二兆三千五百六十億円というふうに、この推移をあらわしたとしても、倍々ゲームじゃないのですけれども、いままでのところきわめて順調に伸びているわけでございます。これを最近の傾向で申し上げますと、昨年の十月の千三百億円を最低にいたしまして、毎月記録的な伸び方をいたしまして、今年の三月には一カ月で二千五百三十億円を消化したわけでございます。いずれにいたしましても、もうすでに市中消化額は、五十二年で申し上げますと、割引の方の国債も入れて二六・六%という消化をいたしましたわけでございます。

ところで、今日の環境あるいは今後の環境、見通しは大変むずかしいですけれども、一応見通される感じでございますと、御承知のように、最近の

個人金融資産の伸びも著しいことでございまして、もうすでに最近では二百四十兆というようにことが言われているわけでございます。最近のことで申し上げますと、たとえば五十三年度は大体四十兆円くらいは伸びるのではなからうか。その中で債券がどのくらいだろうか。過去においてはもちろん数字は小さくございまして、しかし、最近ぐんぐんと伸びてまいりました。これは国債の個人消化等を通じて、いろいろな意味で債券というものが国民の中に投資物件として浸透したことと理解するわけでございます。

そういうことで、これは伸びのうちのほぼ一五%くらいは少なくともいけるのではなからうかという推定をするわけでございますが、仮にほぼ四十兆の一五%という六兆円になるわけでございます。そういったしますと、たとえば国債の三兆とか、まああれわれそのぐらゐは目標にしてやろうじゃないかといっている努力目標にしておりますけれども、そこら辺の程度のもは無理なことであるというふうにはどうしても考えられない。ことに、日本の場合は比較的まだ少なかつたわけですから、今後、みんなの理解によりましてだんだんふえつつあるときでございしますので、国債の個人消化はかなり伸びていくというふうに証券界では考えているわけでございます。

○佐藤(勲)委員 次に、馬瀬参考人にお伺いしますが、例の国債の銀行窓販というもののについての考え方でございますが、ちょっとこういう御質問をしたいと思いますけれども、もちろん窓販と言っている場合には、単なる新規債の販売だけではなくて、当然顧客が持ってきたときには銀行の窓口で引き受ける、既発債は法人にも売れる、事実上のディーラー業務がやれると都銀が言っている概念にお伺いをしたわけでありますけれども、確かに力の強い銀行はある程度預金も減らさずに国債を売る、あるいは関係の法人に割り当てるといふことができるかと思うのであります。ところが、いままでは事実上、預金を国債でいわゆる銀行の経理上肩がわりをしていたわけですね、それ

が今度は窓口で肩がわりをするだけで、事実上預金をおたくの方に、たとえば北陸銀行なら北陸銀行に預金をしに来るのに、この際はどうも短期的に見ると国債の方が利回りがいいから国債にしていこうかといふことで、預金が国債にかわるだけではないか。あるいは皆さんの方でも、逆にその国債を販売するために非常なコストが必要になつてくるんじゃないか。預金も減らさずになおかつ国債も売ろうということになりますと、これはやはり都銀の方が力がすぐれているのではないかな。そういった意味では、地銀なり相銀なり信金なりに比べると、非常に苦しい結果になるのではないだろうか。

その意味で、単なる銀行で国債を売るとか売らないとか、あるいは既発債を扱えるか扱えないかという問題も重要な問題であります。それと同時に、これはかなり銀行間における強弱の問題、つまり、弱小の金融機関がますます苦しくなつてくるという側面を一つ持つのではないだろうか。この問題はそういう意味で、銀行の力によるところの再編成の問題を呼び起こしてやるのではないかと、いふことを私は思うわけであります。その点について、都銀の中にも若干、そういう結局預金が国債にかわるだけではないかという心配があるやに聞いているのでありますけれども、また若干お立場の違う地銀としては、この点についてはどういふふうに考えていらっしゃるのですか。

○馬瀬参考人 お答えをいたします。まさに地銀がいま一番問題にして論議をしておるところでございますが、都銀がおやりになるようなものをいますぐ私どもが同じ時期にやれるかどうかといふことについては、御指摘のとおり大変問題があると思ひます。そういうことで私どもといたしましては、地方銀行六十三行と申しまして、上位の相当都市銀行にも匹敵するような銀行から小さな銀行もございまして、そういう全員のコンセンサスを得られなければならぬかこの問題については踏み切りにくいわけであります。時間をかけまして以前か

ら論議をしておるところでありまして、その間に御指摘の問題はもうほとんど出ておりまして、まさにおっしゃるとおりであらうかと思ひます。

そういうことで、わりあい規模の大きな力のある銀行はよろうと思ひますれば、そういう要員も速やかに養成をし、そして店舗も生かしてやれることがあるかもしれませんけれども、これにつきましても、なかなか一朝一夕にできる問題じゃないかと思ひます。で、タイミングの問題が一つあるかなと思ひます。できるところからやるといふことになりまして地銀全体の足並みが乱れる、そういう問題も一つございまして、そういうことで、今後はこの問題は、地方銀行として慎重に対処をしていかなければならないといふふうに考えているわけであります。

ただ現在までのところ、方向といたしましては、やはり国債の大量発行が今後も続くことでありまして、その安定消化といふものが国のためにどうしても必要であるといふことであれば、そういう大勢に対して地方銀行としてもそれなりの協力をすべきじゃないかといふ前向きな考え方は出ておるわけであります。

さうなことで、そのためには、いろいろの条件をまず整備してもらわなくてはならぬということが、一つ要望として地方銀行からも関係当局に今後とも出されるかと思ひます。まあ実施するに当たりましては、国債の管理政策、いわば発行、流通市場の整備など、先ほど言いましたような一連の環境づくりが十分に進められなければならないといふふうにも考えますし、それから、内部的な問題といたしまして、事務の負担といふものは相当なものであらうかと思ひます。そういうことで、銀行自体経営上、もう少し詰めていろいろ検討していくべき問題があらうかと思ひます。そういうことで、仮に地方銀行協会が意見が一致いたしました、それでは六十三行でこれをやろうじゃないかという結論が出たにいたしまして

も、都市銀行さんのように一律同じようなことではななくて、やはり店舗数の多いところ、それから山間僻地あるいは離島に店を持つところ、そこらも異なりますし、すべての店がそれを扱えるという問題でもございませぬし、地域的に地元の大きな店を中心にしてやりますとか、そういういろいろの違ひが当然出てきていいじゃないか。そういう前提のもとで徐々に踏み切っていくということに相なるかと思うわけでありませぬ。若干私どもの方といたしましては、基本的にはその方向に對して御協力をすべきであらうというふうに考えておりますが、そういう問題の整備を待つて進めたい。

いまもう一つお尋ねがございました、たとえば預金のシフトの問題も論議がされましたが、現在でもマル優制度というものを手いっぱいお使いになつていらっしゃるのではありませんか、最近きつちりやっておりますので、それ以上のことはおできにならない。そうしますと、いろいろそういう御相談を受けることがありまして、債券を求めたいとか、あるいは株式を求めたいとかいうようなこともあります。現実にそういう方はそちらの方を御利用をされる、そういうふうな選考をされる、いろいろの条件、お好み等によつてお選びになるという傾向がございまして、銀行の窓口で仮に国債を販売いたしたにいたしましても、預金に全部シフトするということまで考えなくともいいじゃないか。余裕のある方あたりにそういうものをお勧めして、そして消化にお手伝いするということも一つの方法じゃないか、そういう議論もなされておるといふことをひとつ御紹介申し上げておきたいと思ひます。

以上でございます。

○佐藤(親)委員 銀行がもし国債を扱った場合に、たとえば拘束預金の問題についても、ぜひぶんだ大蔵委員会でも歴史的にやつていられるけれども、なかなか解消されない。そういうものにかわつて、じゃその国債を割り当てて融資をしまししょうとか、事実上そういうことが起こるのではないかというの、北陸銀行さんはそうじゃない

かもしれないけれども、正直言つて従来の銀行の状態を見ていますと、どうも起こり得るのじゃないかといふ疑問があるのです。

その疑問の起る中で、もう一つ一番経済的な問題は、銀行というのはある程度公定歩合の引き下げあるいは引き上げに伴つて金利を決めてくるということだからだけれども、それは確かに物価上昇に伴つていわゆる預金の目減りという問題はありますけれども、キャピタルロスという問題は銀行といふのはやらないわけですね。だから、国民が銀行へ行つて、いや実はおたくで買った国債は、もう一回売り戻そうと思つたときに、これだけ実はロスが出ていますということ、銀行の窓口として、同じ銀行でやれるだろうか、またそういうのがなじみになるだろうか。まあなじみというものは変な言い方かもしれませんが、銀行といふものの持つてゐる信頼、そうなるか証券会社は信頼ないやうに聞かせるかもしれないが、そういう意味じゃなくて、扱つてゐる商品が、預金の場合には物価上昇に伴うところの目減りはあるけれども、キャピタルロスというのと若干性格が違ふところがある。ところが、議論をしたように、債券の場合にはそういうことは当然予想しなければいけません。そうすると、果たしてそういうことが国民としてなじめるかどうか。もしなじめない、非常に抵抗が強いと、ある程度銀行としても理論価格でも一回買い戻さなければならぬといふことになると思うのです。そうなりますと、証券会社で売買してゐる価格と、銀行に持つていたときに理論価格で買い戻すといふのと、恐らく理論価格で買い戻す方がその場合には高い価格になつてゐるでしょうから、そうなつてきますと、経営上も大変な問題になるだろうし、それはまた証券の経営にもね返つてくるという問題が起ると思ふのであります。

この辺は、時間があるかもしれませんので申しわけございませんが、キャピタルロス回避した理論価格で買い入れるということにならぬだろうかどうだろうか、これがひいては同じ国債でも、証券会社

のある程度実勢に沿つた価格と、理論価格といふものでできた価格という、二重価格といふものが生じないだろうかといふことについては、おたくの地銀協としては内部的に少し討議があつたのでしょうか、その辺、簡単にちよつとお願いしたいと思ひます。

○馬瀬参考人 簡単に答えたいします。

御指摘の点は、一部の銀行からそういう声が大変強く出ておりました。やはりいままで銀行といふところは、金利の上がり下がりはありません。元本が減るというよりはむしろ増えたわけでありませぬ。今後、国債なりその他の債券を扱うことになりますと、当然それが出てくるわけでありませぬ。それで、それが銀行のイメージを非常に悪くしないかといふことを懸念される頭取方も相当数おられます。それにつきましては、やはりやりやすからには、そういうものを十分理解していただける方でございます。だれにでも勧めるところからそれを指定されておになります方にお買い上げいただく、そういうことが必要かと思ひます。銀行は、値下がりをしてしまふものをもとで買ひ戻すといふことは、現実の問題としてできません。そういうような配慮は今後当然やつていかなければならないかと思ひます。

それから、いま一つの拘束といふこともございしましたが、私の方は、地方銀行は特に当局からの御資料をごらんくださいますように、非常に自棄をしておりまして、その実は上がつておるのではないかと私は思ひます。個別の問題がございましたら、いつでもひとつ御指摘をくださいまして、私もといひましたし、十分に注意をいたしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐藤(親)委員 最後に、植谷参考人にお伺ひしたいのでありますけれども、一番重要なことは、冒頭にも言ひましたように、まだまだこれから国債の発行が続くわけでありませぬから、公社債市場の育成といふことが一番重要なことだと思ふのであります。そのときに非常に疑問なのは、公社債

市場にディーラー業務まで銀行がやつてきて、法律論でできる、できないは別として、公社債市場の健全な育成発展といふことを考えたときに、銀行自体が大変な公社債の保有者であり、それが売り手あるいは買い手として入つてくるということ、しかも御存じのように、銀行は企業の財務内容をほとんど御存じだ、トランプで相手の手を全部知つてゐるみたいなもので、そういう方が公社債市場に入つてきて、そして本場に価格形成といふものが正しくできるだろうか。こう言つては失礼かもしれませんが、たとえば都銀の力、その情報量なりあるいは資金量を証券会社と比べた場合には、はるかに大きな力を持つてゐるということになりますと、これは別のことでありますけれども、いまこれだけ不況の中で一番問題になつてゐるのは、借入金が非常に大きいことで、これは戦後ずっと間接金融に頼つてきたことが私は非常に問題だと思ふのでありますけれども、その意味では、直間の金融のバランスをとるという面を私自身考え方の中にあるわけでありませぬが、それは別としても、市場の公正な価格形成といふときに、片方では与信、受信の力を持つてゐる国債売買を事業法人にするといふような力を持つて、そうして大量の公社債を持つて市場に出てきてみずから売買をやるということ、果たして公正な価格形成といふ非常に重要なテーマを大きく阻害することにならぬかといふことが、法律論でできるで

きないといふことの問題よりも、その公社債市場の育成発展にこれがプラスになるかマイナスになるかといふ問題が、最大の問題ではないかと私は思ひます。思つてゐるわけでありませぬ。この点について、いかがお考えでございますか。

○植谷参考人 先生のたゞいまの疑問点として御指摘いただきましたこと、実は私が全く同様な疑問といふか、懸念を持つてゐる問題でございます。簡単に申し上げさせていただきますと、いわゆるディーラーを考へておられるといふふうな新聞、雑誌等で拝見しておりますので、むしろそちらに

焦点を合致してお答えしたいと思います。

御指摘のございましたように、銀行は与信業務、受信業務両方の業務を中心として御経営をなさる、そのことは、体質的にも金利体系のバランスをこそ大切にしなければならぬ業務だと思つてです。したがって、そういう銀行さんが一方で、国債は先ほど来も話のありましたように、あくまでも有価証券でございまして、これは金融情勢を背景にしなから、そのときそのときの資金の需給関係によつて価格が決められるという、いわゆる市場の自由なプライスメカニズムの作用する商品でございまして、したがって、先ほど申し上げたような銀行の体質の中で、こういう動く国債をお扱いになることが果たして体質的に合うのかどうか、あるいは預金者保護にどういうふうに影響を与えるのだからかということから、私は必ずしも好ましいことではないなあと、いろいろ感じておるわけでございます。

また、先生おっしゃる通りに、価格形成の問題について見ても、銀行は預金という大量の資金をお持ちになつております。したがって、その金融力を背景にしたがら、たとえば国債の販売でも、あるいは平素のデーター行為においても、その金融の力というものは、これは否定し得ない問題だと思つてございまして、そういう方が、あるいは新債の販売の場合ですと、今度は仲介者としてお立ちになるというの、力の関係でいかがであらうか。あるいはまた、大きな資金を照らし合せて考えてみますと、大きな資金を持つてデーター行為をなさる、あるいは自分のところにも大量にお持ちになつてゐるから、それを頭に置いてのデーター行為をされるということとは、価格に介入なさるといふような余地が全然ないというふうには、私はどうもそこら辺大いなる疑問を持つてあつて、そのことをあわせて考えてみますと、私も証券市場といたしまして、公正なる不特定多数の方々によつて、多くの方々によつて価格形成される、その自由な価格メカニズムがとにかくこの機能が何らかの意味で影響を非

常に受けるという懸念をいたすわけでございます。そしてまたそのことは、ただ単に国債についてのみにとどまらず、国債が市場の中核体ですから、国債の価格決定がほかの債券一切に影響を及ぼすわけであつて、市場の実勢といささかでも違つていくなかつたことになってきまして、これは証券市場の拡大育成は思ひも寄らないことであつて、非常に阻害されるということにならうかと思ひます。

繰り返して恐縮でございますけれども、いまでも申し上げましたように、価格機能が自由に發揮されることによつて、発行市場もまたその上に乗つたことによつて市場というものは拡大していつて、国民の信頼し得る拡大された市場になつていくんだ、それに対する阻害要因というのは、その逆であるというふうには私は考えておるわけでございます。ことに、これからなお国債が大量に何年も続いて発行されるということになれば、債券としての信頼ということがきつて重要だ。そういう中で、間接金融に非常にウェイトの高いこの国の経済を、どうしても直接金融をもう少し伸ばさないとバランスがとれないという現下におきましては、こういったようなことに対して十分な御配慮をちょうだいしたい。国民経済的に将来のことと考えて、私は常にこの問題を考へてゐる次第でございます。

これでよろしうございましょうか。——どうもありがとうございます。

○佐藤(親)委員 どうもありがとうございます。

○大村委員長 宮地正介君。

○宮地委員 参考人の方々には、大変御多忙のところで大蔵委員会にお越しいただきまして、心から敬意を表する次第でございます。

を充足すると同時に、海外の投資家の円資産投資に必要というものを満たすために、そろそろ本格的に国際資本市場としてもう一歩発展をさせていく必要の時期に來てゐるのではないかと、このように思つてございまして、その点についてまず御見解を伺いたいと思ひます。

○前川参考人 お答え申し上げます。

日本の公社債市場、債券市場、だんだん發展してまいりまして、ことに、最近のように国際収支上經常勘定が非常に大きな黒字を出してゐるという場合には、長期資本勘定で資本の流出を回つてまいらなければいけない面がかなりございまして、これはドイツでも同様でございまして、ドイツも、經常勘定の黒字に対応しまして、長期資本市場で資本を海外に流出させるという努力をしてゐるわけでございます。われわれもいまの国際収支の状況に対応いたしまして、資本の流出というところはかなり一生懸命努力しておるわけでございます。現在いよいよ円建て外債というのが、毎月ほぼ千億円見当發行されております。このかわり金は海外に外貨で持つていってもらうことになつておりますので、資本の流出になるわけでございます。こういうふうな東京のマーケットがかなり国際的に大きなマーケットになりつつあるわけでございます。また世界的には、国際的に見ました面では不十分な点がございます。

いま私が申し上げましたのは発行市場の点でございますが、発行市場が健全な發展をいたしますには、流通市場がやはり同じように發展しておらなければならぬわけでございます。そういう意味におきまして、最近いろいろ先ほどから御議論が出ておりますように、公社債の消化というの、金額もふえてまいりましたし、それが投資家の所要に応じて取引量もふえてまいつたわけでございますけれども、まだまだ国際的には必ずしも十分な發展をしてゐると思つておりません。

いと思ひますが、要は、やはり資金の需給がそこ非常に市場メカニズムに應じて健全な形でマッチするといふような場ができることが大事でございまして、そのためには、資金がそこへ流入し、それを需要する方がそこで自由に——自由に申ししますのは適当でございませうが、そのときどきの状況に應じてその需要を満たすことができないような市場ができるといふことが望ましいわけでございます。そういう点につきましては、今後これからはわれわれといたしましては、努力しなければならぬ余地が多分にあるというふうにかへておきます。

○横谷参考人 お答えいたします。

御指摘のございましたように、日本の資本市場、今日これだけの大きな経済になつた日本の資本市場が、国際的に十分な機能を果たしてゐないといふことは私はきつて残念だと思ひますが、最近その点については急速に成長しつつあると思ひます。まだ不十分でございまして、たとえば御指摘のありました円建て債で推移を見ますと、五十年には三百五十億円の円建て外債、それから五十年には六百二十億円の円建て外債、五十二年に五千三百億円の円建て外債、五十三年度は一兆円ぐらゐにならうかといふふうには推測しておるわけでございますが、なぜこれほど急速に変わつてきたんだらうかといふ背景を一言で申しますと、やはり国債を初めといたしまして電力債その他債券が、市場実勢を尊重するような、条件改定などを通じてそういう態度がだんだんと強まつてきたといふこと、このことが一番重要なことだと思ひます。したがって、なお申し上げますならば、今後いろいろな場面においていろいろなことに遭遇することがありましようけれども、そういうことに恐れなないで、やはりあくまでも債券というものは市場実勢を尊重することに、そして各々の決定などもそういう態度を貫くことによつて、国民の信頼を得るとともに全世界の信頼を得るということにつながることを思ひます。

○宮地委員 たいだいまお話がございましたけれども、全世界に貢献が通じる、私も大変そういう意味で国際市場への発展というものに期待をして一人なんでございます。

特に日本経済がGNPでは世界の二〇%を超える規模であるのに対して、現在五十三年度で円建て外債も一兆円ということで、伸びてはきておりますけれども、昨年度の残高で見てまいりますと、やはり西ドイツのマルク建て外債などに比べますとまだ十分の一にすぎない。国際資本市場に対しては二%に満たないというのが現状でございます。

また、そういう量的な面のみならず、質的な面を見ましても、担保制度の問題あるいはディスクロージャーの問題など考えましても、海外からの民間債の起債が実際には私はおくれているのが実情ではないかと思うのです。

そういう点、特に海外からの資産の流入あるいは海外への資産の流出といった双方を拡大していく。どっちかといいますが、従来は片道交通といったような感じがあるわけでございます。私は、いまわが国が世界経済の中で何をなすべきか、こういう一つの大きな課題また役割というものを考えたときに、国際資本市場のメカニズムを生かしながら、世界経済への貢献、これをしていく必要があるのではないかと、こういうふうに考えておるわけでございますが、この点もう少し具体的に皆様方の提言なり方法があれば、もう一度お伺いしたいと思っております。

○植谷参考人 お答え申し上げます。

先生の御指摘と全く同意見でございます。これだけの国際資本市場にあるいは目指すというか、なってきたことですから、より以上に世界経済のために役立つためには、御指摘のように円建て債にしても、もっと発行できるようにならねばいけないと思っております。それにつきましては、先ほども申し上げましたように、いわば五十二年度から始まったような、まだ本当の初歩だと思っております、その観点から言います。それについて、

ただいまのところでは、御承知のように円建て外債は、外国の国債、それから地方債、政府保証債といったようなもののみに限られているわけでございますけれども、これもなるべく早く外国の民間債も同様に発行できるようにわれわれはしたいという考え方を持っておるわけでございます。

もちろん一般的に税制面等についてもできるだけ御配慮をちょうだいしたいと思っておりますが、そのほかに、たとえば民間債でございます、ディスクロージャーの問題、これも日本には日本のあれがありますけれども、しかし、できるだけ平均的な考え方で可能になるようにできればいいなというふうに考えております。あるいはまた、これも先生御指摘いただきましたように、担保の問題、無担保債の問題、日本ではいままでのところ戦後全部有担保の形になっております。これについて、何とかもう少し緩和することによって世界の水準並みにしないと、やはりなかなかうまくおつき合いができませんだろうと思う。世の中の交際というものは、資本ばかりでなく、いろいろなことは、大抵ルールその他各国並みと、隣つき合いと同じようなものと思っておりますので、われわれとしてはできるだけこういってようなことについて検討して、早くできるように努力いたしたいと思っております。

○宮地委員 この問題につきましては、はからずも日銀の森永総裁がこういうことを提言していますね。国際的な資本市場機構の創設の必要ということをお話の中でお話しになっております。この問題について、私も非常に感銘をいたしますが、なかなか一つの案だということで説きましてもいただいたわけですが、その中で具体的に、資本市場にかかわる国際的なルールづくり、登録あるいはディスクロージャーあるいは監査基準の調整、あるいは発展途上国のデフォルトリスクに対する対応として起債国に対する情報の交換あるいは格付制度を導入する、また国際的ないわゆるSECと言われる証券取引委員会等の創設などはどうだろうか。

〔委員長退席、綿貫委員長代理着席〕

こういう新しいいわゆる国際的な資本市場機構の創設に絡む問題を提言されているわけでございしますが、ちょうどきょう副総裁お見えになっておりますので、その点、総裁の一つの試案ではないかと思っております。日銀当局としても真剣に御検討されておられるのか、また、もし御検討されておられなければ、現在この問題について副総裁としてはどういうふうにお考えになるか、ちょっとお答えいただければありがたいと思っております。

○前川参考人 お答え申し上げます。

森永総裁が、いまお話しのごさいますした構想がある場でお話しになりましたことは、承知しております。

いま円建て外債の問題で、先ほど来お話し申し上げておりますように、だんだんその規模がふえてきておりますし、また、そういうふうな東京のマーケットが拡大してまいりますにつれて、東京の市場で発行したいという海外の政府あるいは政府機関でございしますが、そういうところがだんだんふえてきておるわけでございます。

そのときに一つの問題は、国内にも国債あるいは地方債、社債の発行の需要があるわけでございまして、日本の国の貯蓄をどういうふうな振り分けるかという問題もあるわけでございます。海外の需要だけに応じておるわけにもまいりません。国内の国債、地方債あるいは社債、そういうものの消化も十分に考え、そのバランスをとっていくという必要があるわけでございしますが、そういう問題が一つ基本にございまして、そういう点につきましまして、そういう発行条件というものが市場のメカニズムでだんだん決まってくるというところが一つの解決方法であるわけでございます。

それと同時に、海外からの東京市場における債券の発行希望の場合に、いままお触れになりました条件の格づけというものは、なかなかむずかしいわけでございします。それぞれの国は国としての誇りもございしますので、なるたけいい条件で出したというものは当然であろうというふうに思います

が、すでにそういうところが日本の市場で発行しておりますれば、その発行いたしました債券の価格が、自然にそれぞれの国の状況、そのスタンディングと申しますか、地位、力というものを反映するわけでございしますが、東京市場は御承知のように、海外のそういうふうな円建て外債の発行は昨年ぐらいいから盛んになりましたものでございしますから、まだまだ新顔がたくさんあるわけでございします。そういう先に対しまして、いまはそれぞれ個別の交渉でやっておりますが、もう少し客観的なものができないかというようなこと。あるいはディスクロージャーの問題、アメリカで発行いたしますときには、いまま御指摘のごさいますしたSECというのがございまして、非常に厳格な審査をいたします。日本にももちろんそれに類するものはあるわけでございしますが、それを国際的に何とかもう少し統一した基準にすることができないかというの、総裁の考えであつたというふうに思います。

この問題を日本銀行で検討しているかというお話でございますが、具体的なその構想に基づいた検討はまだいたしておりません。しかし、東京市場が国際的にだんだん発展いたします過程におきましては、そういうふうな問題を一つ一つ、全体を一律に解決することは困難ではあるかと思っておりますが、あるいは格づけの問題等につきましてもう少し合理的な基準というものができると、望ましいというふうに考えております。

○宮地委員 限られた時間でございしますので、次に移りたいと思っております。

先ほど来から、短期、中期の国債の問題についてのお話がありましたが、特に新国債の発行に当たりまして、従来の固定金利、国債引受シンジケート団に加入する主要金融機関あるいは証券会社に限定したいいわゆる割当発行方式にかわって、購入者側の自主性を尊重した公募入札方式、こういうものも最近そろそろ検討され始めておるといふ話を聞いておるわけでございしますが、この点について、まだ固まっているわけではないと思いま

すので、きょうは大蔵省もありませんので、あえて私は大蔵省に伺いませんが、割当発行方式をいわゆる公募入札方式にかえるという問題について、現段階で証券担当の植谷参考人並びに銀行の馬瀬参考人に少し御意見が伺えればありがたいと思います。

○植谷参考人 ただいま御質問のございました入札方式といましようか、割当方式ではなくてそれれが申し出るというか、入札方式があるかと思うのです。ただ、この問題をとりえましてためには、もちろん入札方式といったようなことになりまうと、そのときそのときの市場の実勢といましようか、それを背景にして入札に應ずるといふことになる点は、弾力化という点からいいますと、きわめて進んだものになると思います。その点では高く評価できると思います。ただ、私どももいたしましては、全国の広い国民大衆の投資家の中に、いわば足でもって消化先にお願ひ申し上げるということでございますので、したがって、たとえば大きなロットで大きな機関投資家が、自分が投資するために、運用するために応募するということとは、いふん違つたものになると思ひます。

なると思ひますといふか、でなければならぬと思ひます。やはり多くの営業の者が全国津々浦々でお客様にいろいろ説明をするということになると、値が不確定であるということではとうていできにくいことだと思ひます。したがって、たとえばもしそういうような方法がとられる場合にも、これにもいろいろ方法があるようでございますから、国民の個人消化の拡大に資するような方法といましようか、しやすいような値段の決め方等になるようにお願いしたいというふうに私は思つております。

○馬瀬参考人 お答えをいたします。実は中期国債の件は、地方銀行協会といたしましては、まだ正式に御相談を受けておるわけでもございせんし、実は内部的にまだ全然討議をしておりません。新聞で見ましたのが実は私も初めてでございますが、今月末か来月ぐらいに、あ

るいはいろいろそういった構想が固まりました段階で、各機関に相談があるのではなからうかというふうに考えております。

そういう意味で、いま新聞等で知つております範囲では、金額的な面でありまうと、期間の問題でありまうと、それから公募入札の問題でありますとか、そういう問題は承知しておりますけれども、これはあくまで私だけのことでございまして、協会といたしまして方向、方針が決まれば、また何らかの方法でお答えできるかと思ひます。

○宮地委員 さらに、最近国債投資信託の新設問題、この問題についても、やはり大蔵省で検討をしていられる報道もされていられるわけですが、特に証券業界としては大きな問題であらうかと思ひますが、この問題が新設されるに当たつて、具体的には大蔵省の見解が出ない段階でお話を伺うのは大変恐縮でございますけれども、やはり一つの流れとして動いていられるのではないかと、こう私は考へるわけでございまして、この問題をどういうふうにお考えになつておるか、御見解を聞かせていただければありがたいと思ひます。

○植谷参考人 私も実は新聞報道で初めて知つたような次第でございます。まだ大蔵省から何も打診を受けておりません。しかし、あの新聞報道を拝見いたしました、これはまだ相談したわけでもございせん、私個人の見解ですけれども、これは証券界としても前向きに検討していい問題だなどというふうにも思つておる次第でございます。ただその場合でも、税法等についてある程度の優遇をしていただけないと、利回りの上から言つても見劣りするようになってまいりますから、そういうことも十分御配慮をちょうだいしますなら

ば、私は前向きに検討することに思つております。

○宮地委員 理財局は来ておりますか。——では、いまお話ししました国債投資信託の問題などにつきまして、また大蔵委員会におきまして、大臣あるいは当該局から詰めてお伺いすることといた

します。

さらにもう一つ、これは馬瀬参考人に当たると思ひますが、この国債の大量発行で、債券の流通価格が銀行決算の内容を左右するということは、先ほども非常にお話に出たわけでございますが、特に金融機関にとりまして、債券の価格変動準備金、これを見直しては、あるいは見直すべきだ、こういう御意見もあるわけでございますが、この点の御見解といましようか、実情を少しお話しただければありがたいと思ひます。

○馬瀬参考人 御指摘のとおりでございます。銀行の決算、今後のことを考えますと、債券、株式、そういったものの変動が大きく収益に影響いたしまして、銀行といたしましてはこれは大変大きな問題でございます。

金融機関がいろいろの意味で体質が弱化したしました場合に、やはり地元の中小企業あたりの支援体制につきましても、いろいろ支障を来すわけでありまう。先ほども申し上げましたように、金融機関みずから足腰を強くいたしまして、体質を改善強化してこの難局に対処していかねければならぬということを考へておるわけでありまう。その意味におきまして、内部蓄積等の面におきましても、みずからの合理化努力、いろいろの節約から始まして、効率化につきましても十分努めていかなければならぬと思ひますけれども、やはり制度的に御当局におきましても今後御考慮いただけないか、そういうのが少なくとも地方銀行といたしましては大体の全体的な空気があらうかと思ひます。価格変動準備金の問題にいたしましてはさうございまして。

それから、先ほど申し上げましたように、将来のこととございまして、国債の価格の変動等がある場合のいろいろの経理処理の問題、統一経理基準といふものも、大きな情勢の変化がありまう時期にひとつ見直していただくことができないものであらうか、そういうふうなことで御理解を賜りたい、かように思つておるわけでございます。ひとつどうぞよろしくお願ひいたします。

○宮地委員 時間が参りましたので、最後に一言御要望して終わりたいと思ひます。

いづれにいたしましても、大量国債発行の時代で、一つはやはり市場の国際化の問題、あるいは市場がいかに機能するかという公社債市場の拡充整備の問題、また、国民の底辺にもっと消化をして、国民とものと密接した関係にいかにか機能させるか、こういう問題が一つは重要であらうと思ひます。ただ、最近の円高などによりまして、特にマネーサプライの管理など、特に石油ショックなどに見られたいゆる過剰流動資金の問題などにつきましても、十分配慮しなければならぬ、こういう経済環境も決して見逃せないと思ひます。

そういう点、大変な御苦労をする現在の深刻な経済環境の中にありまして、新しい日本の生きる道、経済のあり方も当然模索をし、また生き抜いていかなければならぬと思つてございまして、関係当局の皆さんのなごの御努力を期待し、また本日、当委員会に御多忙の中お越しいただきましたことを感謝いたします。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○總務委員長代理 高橋高望君。

○高橋委員 参考人には、大変遅くまでありますが、うちにお伺いさせていただきますので、直ちに御返事させていただきます。

植谷会長にまず最初にお伺ひしたいのでございまして、いろいろとたまたまおっしゃいますように、個人消化が今後の公債市場を左右する重大なポイントである。すでにいろいろと御努力なさつておられますし、特に五十二年度には、発行条件の引き下げ幅がまあ御希望に近い条件があつて、さばけたと言いましようか、個人消化の拡大が達成できた、先ほどそんなふうにお伺ひいたしました。

そこで、さらにこの個人消化を助けるために、発行種類の多様化とか、税制面での配慮ということもさつきお伺ひしたのでございましてけれども、この国債がさばけるといふか、魅力を持たせると

いう意味での税制上の諸般の施策というものを、
具体的にどのようなことをお望みでいらつしやい
ますか、税制上の問題について率直な御意見を承
りたいと思います。

○植谷参考人 お答え申し上げます。

率直に申しまして、まず第一にマル優の枠、特
別マル優を含めて結構でございますけれども、
国債だけに当てて申しますと、特別マル優枠、た
だいまは御承知のように三百万円までございま
す。もう今日の段階になりますと、国債に投資し
ようという方々は、三百万円ではどうも率直に
言つて少し少ない感じがいたしてございま
す。ぜひこれは私、拡大していただきたい。こと
に国債を安定消化するというところでございま
す。ぜひ御考慮をちょうだいしたい。

それからなおもう一つ申し上げますと、国債、
債券、みんなにかかるとは申されども、有価証券
取引税、これを国債についてはひとつ優遇してい
ただけないものでしょうか。ことに国債などの投
資、別に物を消費するわけでもございせんので、
この点はぜひお願いしたい。

〔綿貫委員長代理退席、委員長着席〕

またこのことは、それだけ国債の流通が容易にな
るということであつて、何か国債は売るのはいけ
ないよという観念がとく走りまされども、先
ほど来たびたびお願い申し上げましたように、
流通量が拡大するということは、それだけ国民の
中に国債というものが根強く信頼感が強まるとい
うことに通ずることでございます。消化は一層
拡大するというふうに考えるわけでございませ
ぬ。

○高橋委員 大蔵省の方がいらつしやる場所
は、なかなか困つた問題をおつしやられたかと思
いますけれども、ただ、私も正直に申し上げて、
マル優枠三百万円というのは、要するに個人資産と
いう意味からいっても、もう時代に少しマッ
チしないのではないかと気がいたします。で、す
から、これはお立場からいって、具体的な数字をお
つしやるということも筋が違ひましようし、いろ
いろと御心配も出てこようかと思ひますから、私も

この件についてはよく承りまして、いろいろの場
所でこの問題についてはかわつての発言をさして
いただきたいと思つております。

それでは、続いて馬瀬参考人をお願い申し上げ
たいのでございます。

地方銀行としてお考えになるサウンドバンキン
グの構想、これはやはり地域あるいは地場産業に
対する配慮等々がありまして、都市銀行の方と若
干どうしても違うようなところがあると思ひま
す。サウンドバンキングについての地銀のお立場
で何か主要に挙げられる点がありましたら、ひと
つお教えいただきたいと思ひます。

○馬瀬参考人 お答えいたします。

地方銀行の言うサウンドバンキングとはどうい
うことかという御質問でございますが、御承知の
とおり、一言でサウンドバンキングを表現いたし
ますれば、健全な銀行経営ということに尽きるか
と思つて銀行の経営を行つていくということが一
番根幹であるわけでありますが、やはり地方銀行
というものは地域に格別密接に接してございま
して、そしていろいろのいたたきます御預金あたり
も地元の非常に細かいものをお預かりいたしてお
りますので、それの運用等につきましても格段の
意を用いなくちやならぬということは一つあろ
うかと思つております。その意味で、銀行はみ
ずからの経営体質というものを強固にしていかな
ければならない、そうしなければ信用秩序の維持
という大きな責務が果たせないのであるとい
うふうに考えておるわけであります。

それじゃ具体的にどういうようなものがあるか
というところでありますが、たとえば一つは、資産
の流動性を維持するというところであります。資産
負債の期間対応の配慮ということもやらなくちや
なりません。それから、支払準備を充実してい
なくてはならない、これは当然のことでありま
す。それから、自己資本の充実を一段と図らな
くはならない。特にこういふように非常に不安定な
時期に地元の小さな業者が大変苦しんでおります

し、ともすると倒産の波及を受けまして、みずか
らも苦しむというような時期でありますので、銀
行自体がしっかりとそれを支えてやるというよう
なことが非常に大事になってくるわけであります。
その意味で、安定的な収益を図りまして、銀行自
体がしっかりと経営をいたしまして内部留保を厚く
していく、一層充実をいたしていくことが非常に
重要な柱になるのではないかとこのように考へる
わけであります。

そのほかの点で思ひますのは、資金ポジ
ションに常に留意をいたしまして、外部負債に依
存しない経営を続けていかなければならないとい
うふうに考へるわけであります。外部負債の負
担に苦しみまされ、良質の資金を取引先に提供す
ることができないというものでありますので、そ
ういうことで、資金ポジションに留意をしながら、
外部負債というものに依存をしないような体質を
つくつていかなければならない。

それから、これは大変個別具体的な問題になり
ますが、資産運用の安全性の確保といひますか、
要するに貸し出し関係でございますが、審査機能
を充実いたしまして、そして適切な機能の發揮を
させますことによりまして、取引先の指導も十分
にいたします。苦しんでおるのを助けられるもの
は助けたいというふうな体制が必要じゃなか
らうかと思つております。

それから、地方銀行でありますと特に特徴的な
ことかと思ひますが、大口融資というものはきわ
めて少のうございませぬ。私の方でもほとんどが中小
企業、中堅企業でございまして、比率から言いま
しても非常に高いものに相なつておるわけでござ
いますので、そういうことで、融資につきま
しては大口の大企業あたりだけにまともに出すとい
うことじゃなくして、地元にも広くそういう面
の配慮をしていかなければならぬ、そういうのが資
産運用の安全性にもつながることになるかと思
つております。

それからそのほかに、私も十分心がけなけれ
ばならぬと思ひますのは、銀行業務に専念をすべ
きである。役員、職員を問わず、他の業務をやる
とか、銀行の周辺業務といひまして、当局の適切
な御指導もございませぬけれども、あちこち手を
広げるということでもなくして、銀行業務に専念
するということが一つ大事であります。さらに、役
員等の他企業の兼職の制限がございませぬ。こ
ういったものもきつちやつて、そして、特にこ
ういふむずかしい時期であればあるほど本来の業務
に専念をする、こういうことが私どもの責務じゃ
ないかと思ひます。

いろいろ私どもはそういうような心がけをもち
まして、地元からの信頼をいただきまして、そし
て一緒に伸びていくという、そういう性格の銀
行でございませぬ。

お答えになったかどうか分かりませんが、大体
そういう感じでございますので、御了承いただ
きたいと思ひます。

○高橋委員 馬瀬参考人、大変恐縮なんです
が、もしあれでありましたら、お供にお連れいた
だいた方からの御説明でも結構なんでございま
すけれども、地方銀行の姿勢として、預金と貸付金の比
率、これが都市銀行と比べてどのような違いが
ございませぬ。もしあれでしたら、後ろの方でも結
構でございませぬ。

○馬瀬参考人 お答え申し上げます。

五十二年九月の数字がいまのところ一番新し
いのでございませぬが、預金に対する貸し出しの割合
が七六・六一％、これは地方銀行六十三行全体の
数字でございませぬ。よろしゅうございませうか。
○高橋委員 私のいままで得ている知識の範囲内
では、都市銀行のこういふ比率よりも皆様の方
方が内容がよいというふうに判断をしてい
るわけでございませぬけれども、私のこの見方は間違ひござ
いませぬでしょうか。

○馬瀬参考人 大変むずかしい御質問でござい
ますけれども、やはり同じ業態の間にも格差がござ
いますし、それから、長い間の相当内部留保を持
っている銀行もございませぬし、いろいろさうい
うことによりまして、こういう時期になりますと、耐

久力といひますか競争力といひますか、そういうものに大きな差が出て来ているわけでございます。地方銀行に關して申しますと、経営姿勢としては先ほど申し上げましたように、非常にまじめに取り組んでおられるというのが一つの特色ではないかと思つておられますけれども、しかし、終戦後に一県一行主義の一部修正というふうなかつこうで新設された銀行も幾つかございまして、そういったところあたりは、蓄積の面においてもまだまだ、前からありました銀行と比べても差がありますし、そういうことで、一概にいいとか悪いとかはちよつと比較できないと思ひますが、地方銀行でも、大変堅実におやりになっておられます。非常な効率のいい銀行もございまして、ただ、業容の規模だけでもいいかと思ひますので、ひとつよろしく御了承をいただきます。

○高橋委員 ありがとうございます。

それで、前川参考人にお願ひ申し上げたいのですが、御承知の毎年公債の発行がふえてまいりまして、ある節度というものは昨年まではあったのですけれども、最近この節度もちよつとまた指標も変わつてくるかと思ひます。そういう中で、M2に絡めまして、伸び率に対してある程度の伸び率であれば、いまの日本の経済の力からいまして、まあまあそういうショックな影響がない。日銀の御見解として、ターゲットと言ひましようか、伸び率、この辺どんなふうに見ていらつしやいますか。

○前川参考人 お答え申し上げます。

マネーサプライ、特にM2の指標というのを私も非常に注目して見ておるわけでございますが、どのくらいが適正か、あるいはそういう適正だと判断する率を目標値として考えたかどうかといういろいろな議論がございまして、私もそういう問題につきましても、理論的にもまた実証的にもいろいろ検討しておるわけでございます。ただ、マネーサプライと物価あるいはマネーサプライと実体経済、そういうものとの間に必ずしも因果關係が数量的には検証されない状態でございます。

す。私もその問題につきましては、各国もそうでございますけれども、鋭意検討は続けておりますが、現在までのところ、その間に数量的な因果關係というものをまだ実にはつきりつかんでおりません。実はそのマネーサプライというものを数量——これは残高でございますが、その回転率というのもそのときの状況によつて変わるわけでございます。そういうことから申しまして、どのくらいマネーサプライがあれば適正であるかということ、なかなか数量的には判断しかねるわけでございますので、適正なM2の伸び率がどのくらいかということにつきましては、私もいまだお答えしかねる状況でございます。

ただ、マネーサプライが非常に急激に増加するということは、私も過去の四十六、七年のときの経験重々承知しております。したがしまして、定量的に幾らということにはございせんけれども、そういう状況につきましては、急激な変動がある、それは、あるいは財政の支払いあるいは民間金融機関の信用膨張あるいは国際収支の黒字、そういうものから起るわけでございます。

で、そういう点につきましては、十分注目しておるところでございますけれども、適正な伸び率が幾らということにつきましては、まだ私どもの方として判断を持っておりません。

○高橋委員 ありがとうございます。お礼を申し上げて、お尋ねを終わらしていただきます。

○大村委員長 荒木宏君。

○荒木委員 参考人の皆さんには御苦労までございまして。

早速お尋ねいたします。

前川参考人に御意見を伺いたいと思ひますけれども、いまも同僚議員から御質疑があったのですけれども、先ほど参考人の御意見で、国債発行が安易に流れないように何らかの歯止めが必要だ、健全性を回復していく方向を期待したい、こういう御意見がございました。それとの対比で、金融政策の方も歯止めと申しますか、そうしたことを考える必要があるのではないかと。

いま話がありましたマネーサプライの増加率の目標設定と申しますか、確かに参考人お話しのように、実体経済との關係が必ずしも明確でない点もありまして、あるいは季節の要因でございまして、また各要素間の調整でありますとかいろいろ問題があると思つたのです。しかし、一方また考えてみますと、成長通貨の供給ということでも民間に資金需要が出てまいりましたときに、どうして金融政策の中立性といひますか、そういう点で、経済が過熱化して、はつきりがついていく、資金の引つけ合いになるといったときに、なかなかコントロールがきかない。先ほど石油ショックの時期の例なども引用されておりましたけれども、そういう意味で、この時期にこのポイントというターゲット設定は、いろいろ今後の検討課題といたしまして、安全圏といひますか、一つのゾーンといひますか、あるいはもっと広い意味でのシーリングの設定といひますか、そういうものが示されるということが、一つは通貨価値の安定の上にも必要ではなからうか。特にいま増加率がずっと低位に推移しておりますから、そういうときにこそ、少し長期的に見たそういう政策を打ち出されることが必要ではないかというふう

に思つておるわけですが、従来そういう点についての御検討もいろいろ進んでおるやに聞いておるので、改めて御意見を伺つておきたいと思ひます。

○前川参考人 お答え申し上げます。

マネーサプライの実体経済との關係というものが、因果關係が数量的にはなかなかつかめないというのを先ほど申し上げました。私もそういう意味から、マネーサプライのターゲットを決めまして、機械的にそれに対応していくということ、いままでの私どものいたした検討結果から言つても、どうも不適当ではないかというふう

に考えておるわけでございます。しかし、マネーサプライの状況というものが非常に重要な要素であることは、先生御指摘のとおりでございます。

りでございます。私もそのマネーサプライの傾向、動き方ということにつきましては慎重に検討し、その数字が出ました都度その要素、どういふ状況のもとにそういうことになったかというところの見当はそのときにつけておるつもりでございます。また、そういう状況につきまして私どもだけではない、これは財政の支払い等にも影響があることでございますので、政府当局にも私どもの方のマネーサプライに対するそのときどきの判断等は十分連絡しておるつもりでございます。

ただ、何か歯止めになるような一つのターゲットを機械的に設定することはどうか、一つの警戒のゾーンとしてどうかというお話でございます。私ももちろん、いまM2で申しますと大体一〇%前後のところを推移しておるわけでございますが、これが急激にふえる、四十六、七年当時は二〇%以上になったわけでございますが、そういう事態になれば、もう当然事態が異常であるというふうな判断をいたすわけでございまして、それならば一が一二になったらどうか、一三になったらどうかというふうな数字的な判断、それに対応する実体経済との關係、この辺につきましまして、先生の御質問でございまして、私どもちよつといまのところ、こういうふうな關係でどうだということまで申し上げる段階になっておりません。

ただ、繰り返すようでございますけれども、このマネーサプライの移動がありましたときに、それが財政あるいは民間金融機関の信用膨張であるかあるいは国際収支の黒字からくるのか、この辺の分析を十分にいたしまして、あるいはそれが民間信用の急激な膨張によるということでございますれば、それそれ手を打つ用意は十分にしております。また、財政面の支払いと引き揚げとの關係から、それがある時期に非常に偏つて起るというところでございまして、それはそれで政府にもそういう点は十分御配慮をいたしたくという用意はしております。数字的な面のめどというものは、現在のところ私もそういうものをつくるま

での検討あるいは用意ということがございませんので、御了承いただきたいと思います。

○荒木委員 引き続き検討されると思いますが、私が申し上げたのは、いろいろ指標をにらんで練達の専門家の皆さんの言うならば芸術的な運用に期待するといえますか、そういうことだけで今後よろしいのかどうか。つまり、いま物価の上昇率は落ちついてきておりますけれども、しかし公共債は百兆円近いと言われ、今後またさらに二倍に近いような公共債が出回っていくことになると思います。一たびそれが動き出したときに、通貨価値の安定ということが前回の石油ショックのとき以上に破壊されるおそれ、危険なしとしないという点から、通貨価値の信用、通貨当局に対する信頼が破壊され、一国の経済秩序が土台にひびが入るといふ点から、いまの時期にそういう点での信頼を確保するということからも、一つは、単に政策手法だけではなくて、それを公表し、それについてのいろいろな討議を吸収することも必要ではないかという点から申し上げるわけであり、これは要望しておきたいと思うのであります。

そこで、馬瀬参考人にお尋ねしたいと思うわけでありまして、いま伺っておりますところで、資金需要が出てまいりましたときに、それにこたえられる体制と申しますか、資金ポジションといいますが、資金調達のため、ことし下期から年度後半にかけてはどういうふうな対応がとれるとごらんになっておられるか。

それから、資金調達源泉として国債の処分という問題が起りましたときに、行政当局のそれに対する対応がどうかであるかということについて、簡潔に御意見を伺っておきたいと思ひます。

○馬瀬参考人 お答えをいたします。

今後資金需要が出てまいりました場合の地方銀行の対応の仕方でございますが、これは公共債の大量の発行もございますし、問題はやはり資金の配分の仕方であらうかと思ひわけであり、そういうことで、私どもの地方銀行といたしまして

は、それぞれの地域における中核金融機関として地域の健全な発展をまず第一に考えていかなければなりませんので、そういう本質的な性格を踏まえまして、運用資産の配分を心がけていきたいと思ひわけでございます。

五十二年九月末におきます総貸出しに占めます地元の中堅、中小企業向け貸出金の割合は五四・八％程度になっておまして、常に貸出しの半分以上は地元の中堅、中堅企業へ地方銀行全体として供給をしておるということになるわけであり、またそのほかに、住宅ローンの割合、それから地方公共団体向け融資の割合も逐次上昇してきておりますので、私どもの運用資金の増加額のおよそ六割をこれら三者への資金として配分してきておるわけでございます。私どもといたしましては、こういうことで、地元の支援体制を引き続きとっていかなくちゃならぬということ、それから、公共債の大量発行に対しましては、必分の協力をしていかなくちゃならぬということ、ございまして、その辺に非常に資金の配分の苦勞があるわけでございます。そういうことで、今後につきましては、手持ちの繰越債、地方繰越債あたりの流動化を重ねてお願いをいたしまして、民間資金需要が活発になった場合にそういうものを活用いたしまして、その配分に均衡を保っていきたいと感じておるわけでございます。大体そういうことでございまして。

それからいま一つは、手持ち国債の処分でございますが、手持ち国債につきましては、その金融機関の資金事情によりまして処分も認めていただけるようには相なっておりますけれども、なおまた、必要によりましては日本銀行の買いオペという問題もございまして、したがって、そのときそのときの資金ポジションに依りまして、各行個別に対処していくということに相なるかと思ひますが、現実には地方銀行でも、相当の手持ち国債を処分されておる方もありますし、比較的少なく済んでおる方もあります。しかし、これはいまままでのように民間資金の需要がさわめて鎮

静化しておったときのことでございますが、今後につきましては、そういった面の政策的な配慮とあわせまして、そういった面に回せざる資金の捻出のために考慮していかななくちゃならないのじゃないか、このように思ひわけでございます。

○荒木委員 ありがとうございます。

時間が来ましたので、一言申し上げておいて終了したいと思います。

いま参考人から伺いますと、いまの時点では資金調達、運用は余り問題はないかのような御意見で伺ったのでございます。

実は私、これは時間の関係がありますので、質疑は御遠慮させていただいたと思っておりますので、参考人のお見えいただきましたということで、地方銀行の職場からいろいろな要請がございまして、実情の念達などもございまして、一々申し上げる時間もないのでございまして、たまさか参考人が頭取をしていらつしやる銀行について申し上げますと、ちょうど百周年になるようでございまして、百周年記念ということで、記念預金あるいは記念品の贈呈、記念行事その他で全員外交で、職場では預金獲得の仕事が非常に厳しくなっている。これは参考人でお見えいただきまして、個別の職場のことを申し上げて私ちょっと恐縮しておるのでございまして、実は一例として申し上げますが、いろいろありますが、そういう話があるござい

す。

なお、それに付随いたしまして、いろいろお願いを申し上げましたところが、大変長期の転勤になって、自宅と新潟に離れて、奥さんと娘さんとも長年別居を余儀なくされ、特に年寄りが病気で困つていられるという、何かかなりいろいろなお願いをされた方らしいのでございまして、個別事情はともあれ、そういうことがございまして、協会としてもお集まりが毎月一度あるようでございまして、十分御念達もいただきたいと思います。全体としては自衛通達その他でいろいろ御勉強もいただいておりますので、私どもも伺っておりますが、なおこうした機会にそういう声が出ておる

ということを御披露申し上げて、もし御意見ございましたら、お伺いできた結構かと思ひます。

○馬瀬参考人 せっかく先生から御質疑がございましたので、私の方からちょっと御説明を申し上げます。

創業百周年というのは、実は昨年私どもの方が旧銀行からちょうど百周年を迎えるわけであり、私どもの百周年に取り組み基本姿勢はつきりしてあるわけでして、いたずらに預金拡大運動をやらないというたてまえである。それでは何をやるかという、私の方は、重点的に見直し運動をやりました。当時は、地方銀行の平均の伸び率から見まして、北陸方面は、立地条件もあつたかもしれませんが、二割ぐらい落ちておつたという事実もあつたのであります。それから、いろいろの制度、慣行といったもの等についても、この際百周年のあか落として身軽な姿で出発するという点に重点を置きまして、百周年運動につきましては、決して世間から批判をされるような行き過ぎはなかつたように思ひます。それから、何分たくさん支店もあることとございまして、中には、そういうものも私どもの目に入らなかつたかもしれませんが、基本的にはそういうことであります。

それから、預金の伸び率は、お調べくださいますしても、普通そういう周年運動で大きく伸びずようなそういう伸び率はいたしません。非常に着実な、一時的なものではなくて堅実なもの積み重ねてやっておりますのでございまして。その点を御了承いただきたいと思います。

それから、長期勤務者の転勤であります、私どもは、やはりいろいろな御当局の前からの指導もあつたりいたしまして、五年以上の者につきましてはできるだけ動かすこととしておりますが、ただ、個別事情を申し上げて恐縮ですが、大変歴史的な問題で店舗の配置が広域にわたっており、十三都道府県にわたっておりますので、そういうことで、私の方は、入社をするときにはまず転勤

ができるということに絶対条件にしてやっておりますけれども、しかしその間、やはり家庭に何か問題があったとかそういう場合は、人事において優先的に考えてやっておるわけでございますけれども、あるいはその中にいまのような問題もあればまた調べまして、十分に検討してみたいと思います。

ただいま五年を限度にして転勤をさしてありますが、何分六千人を超える行員がおりますので、それから、やはり五年を超える者もおりますが、恐らくいまの新潟の行員であればそんなに長くはないのじやなかろうかと思いますが、これもいづれ調べまして処置をいたしたいと思ひます。よろしゅうございますか。——どうもありがとうございます。

○荒木委員 これで終わります。

○大村委員長 永原君。

○永原委員 参考人の方には、遅くまで御苦勞さまでございます。なるべく簡単にお聞きしたいと思ひますが、最初に公社債引受協会の会長さんに伺ひます。

シンジケート団のメンバーに入つていらつしやるのでしやうか、どうでしやうか。その点と、それから引き受けシエフがどのくらいになつてゐるのか。これは最近の証券業界の活況からして、シエフをふやす必要があるのではないかとと思ひますけれども、まずそういう点についてのお考えを伺ひていただきたいと思います。

それと、証券発行と登録債、この兩者を比較して、公社債市場の流通を盛んにするためにどちらが一体有益なのか。証券発行ですと、市場に現物が流通するといふことになりまして、市場に現物が登録債でいつた場合にはどうかという点について、御意見があつたら承りたいと思ひます。

○植谷参考人 ただいまの最初の引受団に入つておるかというお話でございますけれども、もちろん私も証券界全部ではございませんけれども、入つておるわけでございます。そして、そのシエフでございますけれども、こ

れは御承知のように、引受契約の中では、発行当初の事情もございまして、私も証券の方としては、大体全体の市中消化の中で一割を目標にするという考え方の中で引受契約ができておるということでございます。

ところで、御承知のように、その残りの金融機関の分のシエフは、それは私もタッチする範囲外のことでございます。大体いろんなことを参考にしてお決めになつてゐるのだらうと思ひます。証券その他の問題は、私どもの方は御承知のように、個人消化を中心にしてやっておるわけでございます。したがつて、それぞれのお店が全国にまたがって消化運動をしております関係上、たとへば市況に恵まれたときには、一〇%くらいと言つておつたのが一二%になつたり一五%になつたり、そのかわり、市況が不幸にして悪い場合には、一〇%の消化はむずかしいという、これは資本市場を相手にして、あるいは一般国民大衆を相手にして証券を売るという立場からいけば、やむを得ないことだと考えておるわけでございます。

しかし、とにかくこの国債の消化については、私も証券界としては言うまでもなく、全力を挙げて協力をするという考え方の中で、この十年間營々として努力してまいつたわけでございます。最近では、先ほど来もたびたびお話のありましたように、発行当局といたしまして、市場の動向を非常に尊重して条件を決めるといふ考え方を貫いていただけてきたわけで、その中で私も、個人消化が非常に伸びてまいりました。先ほどもお話し申し上げましたように、五十二年度は二六・六%という消化が可能になつたわけでございます。そういうわけで、一応形としての引受契約の基本的な考え方は、われわれ一〇%という一つのめどはございまして、皆さんのお力添えによりまして、簡単な言葉で言つて、売れただけはおまえたにめんどうを見てやるよというところ、今日こういう先ほど申し上げましたような数字になつておるわけでございます。

○永原委員 御努力の結果でそういうことになつておると思ひますけれども、たとえば今度建設国債が一兆三千八百億発行される。そのうち八百億はこれは割引債だろと思ひますけれども、一兆三千億について利付国債が発行される場合に、これについてもやはり一割なら一割という目標でお申し込みになつて割り当てを受けるのでしやうか。これは大蔵当局の方に聞かなければわからなくなるのでしやうけれども、証券の準備状況などもいろいろあると思ひますので、かなり余裕を持つた印刷をしなければならなくなるのじやないかと思ひますが、こういう点について、お申し込みの量というのはどのくらいになつてゐるものでしやうか。

○植谷参考人 全体といたしましては、先ほどお答え申し上げましたような関係で処理されておるという言葉はおかしいのでしけれども、経過していくわけでございますけれども、御承知のように、売るといふことになりまして、市況と非常に関連してまいりますので、月々非常に違つた場面が出てくるわけでございます。非常に緩慢な諸条件がそろつてまいりますと、投資家の御希望も非常に多くなる。そうでない場合、少し市場がタイトらしいといふことになるとまた縮むといふようなことで、変動がございしますので、その月その月、私どもの方で大体見込みといひましようか、それをつけまして、そうして関係の方々にお申し出をしておる、そして決めていただくといふようなことをいたしております。

○永原委員 個人で証券を持たないで登録制度をとるといふことについては、御意見はいかがでしやうか。

○植谷参考人 登録は非常に簡便なものでございましてけれども、普通の個人といひましようか大衆といふか、どちらがいいか知りませんけれども、比較的そういう方々は、やはりどうしても証券を直接見たいといひましようか、持たたいといふ感情が先に立つてゐるような状況でございます。

○永原委員 次に移つて、地銀協会の副会長さんにお伺ひいたします。

国債発行条件、これは昨年も一度変わったと思ひますけれども、資金コストから見てもどういふうにお受け取りになつていらつしやるか。

それと、五十三年度は二兆二千五百二十五億地方債の繰上債が発行されますけれども、大体平均してこの地方債の発行条件、利率などはどういふうになつてゐるか、兩者を比較してどういふうにお考えになるか、御意見を承りたいと思ひます。

○馬淵参考人 お答えをいたします。

国債の発行条件と地方銀行のコストの比較でございますが、最近に至りましてずいぶん大きく変わつてまいりましたので、結論的に申し上げますと、現状では五十二年七月の発行条件の改定から完全に逆さや現象に転じたわけでございます。そういうことで、漸次これが拡大していくんじやないかといふことを心配しておるわけでありまして。しかしながら、これは急激な金利の低下があつたようなこと、それから一方には、十年という国債の期限と、銀行はせいぜい長くても預金が二年でございますから、その長期と二年間程度、そのバランス関係、いろいろいふことも考慮していかなくちゃならないんじやないか、さういふことは考へておるわけでございますが、たださういふことで単純に比較することにも若干問題があるかと思ひます。しかしながら、新債償につきましては、はつきりコスト割れになつておることだけは事実でございます。そういうことでよろしゅうございませうか。

繰上地方債の条件につきましては、これは特に定まつたルールがあるわけございませんで、発行団体と引受機関が決定をするという慣行になつておりますので、そういうことで、各県によりまして一律ではございませぬし、それから県内でも、県とか市とかあるいは小さな町村あたりになりますとまた違つてくるということもございませぬ。しかしながら、大体の傾向を申し上げますと、公募地方債が国債を現在〇・一%上回つておるというふうなのが実勢じやないかと思ひます。それ

だけ逆さやが小さくなっておるというふうに考えるわけでありませう。

そういうことで、私もといたしましては、將來条件改定をしていただく場合においては、金融機関の資金コストというものを条件改定の一つの要素にさせていただきますれば、大変ありがたいんじゃないかというふうに思っておるわけでございます。よろしくどうぞ……。

○永原委員 非常に細かいことですけれども、地方債には登録手数料を銀行は請求しておるわけですね。国債についてはこういうものは全然ないのですけれども、それによって応募者利回りが大分変わってくると思いますが、そういうものについてのお声はないでしょうか、国債については。

○鳥瀬参考人 手数料につきましては、特に一律に決まっておるわけではございませんので、各地方によりまして、それからまた、出します銘柄等によりまして違ふ場合がございますので、全体的にこうだということとはちょっと申し上げにくいわけでございますが、ただ、個別の例を挙げてなんですけれども、たとえば私どもの方の富山県、富山市あたりでありますと、現在こういうような姿に相なっておるわけでございます。それをひとつ御報告を申し上げます、それによって御判断をいただきたいと思ひます。

富山県、富山市の場合は、債券引き受け方式の場合でございますが、表面金利が六・二％でございます。発行価格が九十九円五十銭、それから引受手数料が五十三銭になっております。そういったと、引受利回りが六・三六九％というふうに相なるわけでございます。そのほかは、発行の年度、銘柄によりましては、県の場合は引受手数料に差がありまして、これが支払いをしていただけない場合もございますので、一つの例として富山県と富山市のことを御報告を申し上げます。完全なお答えでございますけれども、よろしゅうございますか。

○永原委員 どうも時間が来てしまいましたけれども、一つだけお願いしたいのですが、特に地銀

の方では、縁故債の日銀担保の問題、これが一つ問題だらうと思ひます。

時間があるまいので、日銀の副総裁にお尋ねしますけれども、現在都道府県あるいは特別市が発行する市場公募の銘柄が二十二にふえているかと思ひます。これも非常に昔と比べるとふえておりますので、一つの流通過程の発展の傾向として喜ぶべき現象だとは思ひますけれども、地域性があるためにそんなに多くの流通が期待できないだらう。しかし、これが日銀の適格債になっているように聞いておりますが、普通の地方債について、縁故債が日銀担保にならないというふうなのが地方銀行の一つの悩みでもあるわけですね。少なくとも市場公募のできるような都道府県について、そこで発行する縁故債を日銀適格債にするお考えはないかどうか、その点、副総裁に伺ひます。

○前川参考人 お答え申し上げます。縁故債は、いま日本銀行の適格担保にしております。適格担保と申しますのは、御承知のことでございますが、日本銀行券の裏づけになるものを切ったものでございますから、信用力と市場性というものが備わっておりますと、適格担保にしたいわけでございます。

いまお話しのように、公募債を出しているような地方公共団体ならば、信用力は十分あるからいいじゃないかというお話でございます。その点はおっしゃるとおりでございます。ただ、市場性と申しますのは、公募債でございますと、一遍公募いたしますときに市場としてこれが受け入れられるという条件、金利その他の条件ばかりでございます。償還方法その他、つまりその債券を持つた人の利益がある程度債券を持つことによつて保護されている形になっていくわけでございます。縁故債は、基本的には貸し付けの変形になっておりますので、ものによりまして非常に償還方法等がまちまちでございます。また価格もしたがつて、公募のものでございますれば、直接あるいは間接に価格が決まるわけでございますけれども、縁故債はそういうことがございませんので、

価格がわからない。担保に取ろうにも担保価格を決められない、こういう問題がございます。そういうことから、私も縁故債につきましては適格担保にしておりませぬのは、そういう理由でございます。

ただ、おっしゃいましたように、信用力の点では公募債を出しているようなところは構わないじゃないかという点で、その点はいいいのでございますが、市場性の問題につきまして、中にはかなり流通をしておるものもあるわけでございますが、そういう点、あるいは、そういうものの中から償還方法等につきまして、普通の公募債と同じような、それを保持した人の利益が守られるというふうなことであればまた考える余地もございませぬが、そういう面につきましては統一的な取り扱いがまだないわけでございます。現在、関係者の間でそういう問題を個々に解決するような検討がいろいろ進められております。私もそういう検討の結果に対応して、私どもの方の態度も検討し直すことはもちろんやぶさかではないのでございませぬけれども、現在のところはそこまで行っておりませぬので、そういうわけで、縁故債の方は適格担保にしておらないわけでございます。御了承願ひます。

○永原委員 どうもありがとうございます。○大村委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。参考人各位には、御多用のところ御出席の上、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

次回は、明十九日水曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時一分散会

